

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
1	3月26日	7月9日	7月31日	農業	施設園芸の内植物工場に関する規制緩和の件	【具体的内容】施設園芸の内昨今急激に設置が進んでいる「植物工場」に関し、設置する土地地目や建物設置基準、あるいはこれらに関する規制措置の優遇を行うことで、今の流れを将来に活かせる基礎づくりをお願いしたい。 【提案理由】現在植物工場に関しては明確な基準や指針がないことから、農地に設置するには建築基準法や農地法の関係で設置できる施設はハウス等の簡易な施設に限られており、閉鎖型施設は高額な宅地に設置しなければならない。その上で固定資産税や法人税も優遇措置がなく、植物工場を推進する法人においてはイニシャルやランニングコストを増加させる要因になっている。 植物工場の事業を将来的に育成し、政府が目指す食糧自給率の向上や輸出までも視野に入れてこうした取り組みに対して一過性であり一部の方しか利用できない補助金ではなく、税制の優遇や土地利用の緩和措置を推進して頂きたい。	民間団体	農林水産省	農地法上、「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、この「耕作」とは、土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することをいいます。そのため、植物工場を設置すること等により、農地をコンクリート等で固めし、その土地に労費を加え肥培管理を行うことができなくなる場合は、「農地」に当たらず、この場合、転用許可が必要となります。	現行制度下で対応可能	農地法第2条、第4条、第5条	植物工場については、畜舎や温室等と同様に、農業用施設として、原則転用不許可とされている農用地区域内農地及び第1種農地においても、周辺農地の営農への影響等に問題がなければ、農地転用許可を受けて設置することが可能です。 また、植物工場の設置等については、様々な財政支援を実施してその推進を図っているところであり、税制優遇については、今後、現場での課題等を把握していきたいと考えております。
2	3月27日	5月2日	7月31日	農業	農地転用	【具体的内容】私は、兼業農家である。地方農家は、稲作を全面依頼してみえる農家が大半である。私もその内の一人である。(ほとんどの人が、農家だけでは生活できない)農地転用は認めないのに、長年、雑種地並の税金(田の30倍以上の固定資産税)を支払っている。矛盾している。愛知県弥富市では、農地転用を認めてくれない。このような場所が多くある。農地転用の規制緩和をお願いしたい。 【提案理由】(1)道路、排水は区分されているので、近隣の耕作には支障をきたさない。 (2)10～15年以上雑種地並の税金を支払っている。(行政側の農地転用追認) (3)現状に回復するには、莫大な費用がかかる。 (4)減反政策するより、土地の有効利用を考えてほしい。	個人	農林水産省	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために農地の権利を取得する場合には、農地法第4条又は第5条に基づき許可を受けることが必要です。 農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導する仕組みとしています。	対応不可	農地法第4条、第5条	農地は国民に対する食料供給のための生産基盤であると同時に、国土保全等の多面的機能を果たしている国内の限りある資源であり、優良農地を確保することは重要と考えています。 農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導する仕組みとしており、規制緩和を行う必要はないと考えております。 なお、固定資産税は、地方税法等に基づき、市町村が各土地の現況に応じ評価し、課税価格を決定しているものです。
3	4月10日	5月2日	7月31日	農業	農業分野の規制緩和	新たな雇用機会が生み出されるよう、産業構造の転換を図るため、具体的には、少額資本の農業企業については農業生産法人の要件を廃止しない緩和すること。	民間団体	農林水産省	1 法人が農地の所有権を取得する場合は、農業生産法人として以下の要件を満たす必要があります。 ① 法人形態が、株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること ② 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)であること ③ 原則として農業関係者が総議決権の4分の3以上を占めること ④ 役員が過半数が農業に常時従事する構成員であること等 2 ただし、農地について賃借権又は使用貸借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。	現行制度下で対応可能	農地法第2条第3項並びに第3条第2項第2号及び第3項	株式会社のリース方式による農業参入は、平成21年の農地法改正で完全自由化され、どのような企業でも農業に参入することが可能となっています。現に、法改正前の約5倍のペースで参入が進んでおり、この方式を積極的に拡大していくことが農業構造を改革していく上で効果的・効率的であると考えています。 なお、所有方式については、農業界は、企業が撤退したり、産廃置場となることを不安に思っており、所有方式を拙速に進めることは、農業界と経済界の連携にとってもマイナスと考えています。
4	5月15日	6月6日	7月31日	農業	株式会社による農業参入と農地直接所有の容認	農業を大規模化し生産性・収益性を高めるため、農業生産法人を設立することなく株式会社による農業への直接参入や農地の直接所有を認めること。	日本商工会議所	農林水産省	1 法人が農地の所有権を取得する場合は、農業生産法人として以下の要件を満たす必要があります。 ① 法人形態が、株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること ② 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)であること ③ 原則として農業関係者が総議決権の4分の3以上を占めること。 ④ 役員が過半数が農業に常時従事する構成員であること等 2 ただし、農地について賃借権又は使用貸借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。	対応不可	農地法第2条、第3条	株式会社のリース方式による農業参入は、平成21年の農地法改正で完全自由化され、どのような企業でも農業に参入することが可能となっています。現に、法改正前の約5倍のペースで参入が進んでおり、この方式を積極的に拡大していくことが農業構造を改革していく上で効果的・効率的であると考えています。 なお、所有方式については、農業界は、企業が撤退したり、産廃置場となることを不安に思っており、所有方式を拙速に進めることは、農業界と経済界の連携にとってもマイナスと考えています。
5	5月15日	6月6日	7月31日	農業	耕作放棄地を農地のまま有効活用する場合の手続きの簡略化	農地の所有者でない者が耕作放棄地を賃借して、農地を農地のまま有効活用する場合、現行制度では住民説明会の開催や農業委員会の了承等を得るなどの煩雑な手続きを簡略化すること。	日本商工会議所	農林水産省	農業を行うため、農地に使用貸借による権利又は賃借権を設定する場合は、農地法第3条第1項(第3項の要件を満たす一般企業を含む)の規定に基づき、当事者が農業委員会の許可を受ける必要があります。 なお、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった市町村の農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定される場合は、当該許可を受ける必要はありません。	現行制度下で対応可能	農地法第3条	農地が農地として適正に利用されるようにするため、農地の権利移動に関しては、原則として農業委員会の許可を受けることが必要です。 しかしながら、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が作成する「農用地利用集積計画」により、利用する権利を設定する場合には、農業委員会の許可は受ける必要がないなど手続の簡素化が図られているところです。 なお、ご指摘のあった「住民説明会の開催」については、現行制度で実施を義務付けているものではありません。
6	6月10日	7月11日	8月30日	農業	農業振興地域への携帯電話基地局設置	GPL(電柱タイプ)の携帯電話基地局など、農業の支障にならない規模の基地局は除外できるようにする等、農業振興地域の除外申請に関する基準を定め、各自治体に周知すべきである。 【提案理由】農業振興地域への携帯電話基地局設置について、一部の市町村が農業振興地域の除外を認めない。携帯電話基地局が公共性の高い施設であることをふまえ、一定の規模以下であれば設置を認めるべきである。	民間企業	農林水産省	農用地区域は、市町村が集团的農用地や土地改良事業等実施区域など農用地等として利用すべき土地の区域を定めたものであることから、農用地等以外の用途に供するためには農用地区域からの除外が必要であり、他に代替地がない、農作業の効率化に支障がない等の要件を満たす必要があります。 電気通信事業法第117条第1項に基づく総務大臣の認定を受けた携帯電話基地局の設置については、その公益性の高さ等から、農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発許可は不要とされており、当該土地を農用地区域から除外せずに設置することが可能となっています。	現行制度下で対応可能	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項	農用地区域内から除外を行うための基準については、他に代替地がない、農作業の効率化に支障がない等の要件が農業振興地域の整備に関する法律において規定されています。 電気通信事業法第117条第1項に基づく総務大臣の認定を受けることにより、携帯電話基地局を設置する場合は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発許可が不要となり、農用地区域内で設置することが可能となります。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
7	6月10日	7月11日	8月30日	農業	農業振興地域の除外申請承認の迅速化	農業振興地域においても携帯電話基地局の迅速な設置が可能となるよう、農業振興地域の除外申請に関する基準を定め、各自治体に周知すべきである。 【提案理由】 農業振興地域の除外申請は、各市町村の設置する審議会等で審議のうえで承認されるが、開催頻度が年2回の市町村が多く、携帯電話基地局の建設が半年以上行えない場合がある(市町村によっては事後承認で可としているところもある)。携帯電話基地局整備の公共性に鑑み、農業振興地域においても迅速な設置ができるようにすべきである。	民間企業	農林水産省	農用地区域は、市町村が団体の農用地や土地改良事業等実施区域など農用地等として利用すべき土地の区域を定めたものであることから、農用地等以外の用途に供するためには農用地区域からの除外が必要であり、他に代替地がない、農作業の効率化に支障がない等の要件を満たす必要があります。 電気通信事業法第117条第1項に基づく総務大臣の認定を受けた携帯電話基地局の設置については、その公益性の高さ等から、農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発許可は不要とされており、当該土地を農用地区域から除外せずに設置することが可能となっています。	現行制度下で対応可能	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項	農用地区域内から除外を行うための基準については、他に代替地がない、農作業の効率化に支障がない等の要件が農業振興地域の整備に関する法律において規定されています。 電気通信事業法第117条第1項に基づく総務大臣の認定を受けることにより、携帯電話基地局を設置する場合は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発許可が不要となり、農用地区域内で設置することが可能となります。 なお、農用地区域からの除外に係る市町村の農業振興地域整備計画の変更回数については、規定がなく、各市町村において判断されているところです。
8	6月10日	7月11日	8月30日	農業	農地転用に伴う提出書類の簡素化	携帯電話基地局の設置を目的とした農地転用許可の申請者が、一定の信用のある企業(携帯電話事業者およびその受託事業者など)であることが明らかである場合には、法人の登記事項証明書・定款の写し・残高証明書などの添付を省略できるようにすべきである。 【提案理由】 農地転用の許可申請時、法人の登記事項証明書・定款の写し・転用に必要な資力を確認する書面(残高証明書等)などを毎回添付しなければならない。 携帯電話基地局の設置は、一定の信用のある企業が行うものであるため、農地転用許可申請の際の毎回の書類添付は、申請側・許可側の両方にとって無駄ではないか。	民間企業	農林水産省	農地転用許可制度では、優良農地を確保するため農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、転用事業の確実性や周辺農地への被害防除措置の適切性等について審査する仕組みとしており、審査に当たり、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等の農地転用許可基準に基づく許可の判断を適切に行うための書類を添付することとしています。 電気通信事業法第117条第1項に基づく総務大臣の認定を受けた認定電気通信事業者が携帯電話基地局を設置する場合の農地転用については、その公益性の高さ等から、許可不要とされています。	現行制度下で対応可能	農地法第4条、第5条	電気通信事業法第117条第1項に基づく総務大臣の認定を受けることにより、携帯電話基地局を設置する場合の農地転用については、許可不要となります。
9	6月10日	7月11日	8月30日	農業	携帯電話基地局工事に際して必要な近隣農地等の一時転用手続きの迅速化	携帯電話基地局自体の農地転用が許可済である場合など、基地局工事のための近隣農地の一時的転用であることが明らかな場合には、審査の省略など、工事の迅速化に資する改善を検討すべきである。 【提案理由】 携帯電話基地局を建設する際、その資材置き場確保などの目的で、近隣農地の一時的転用申請を行う場合があるが、その手続きが煩雑で、かつ審査の時間がかかる(1ヶ月未満の工事に手続きが3ヶ月など)ため、携帯電話基地局の建設が速やかに行えない。	民間企業	農林水産省	農地転用許可制度では、優良農地を確保するため農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、転用事業の確実性や周辺農地への被害防除措置の適切性等について審査する仕組みとしており、審査に当たり、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等の農地転用許可基準に基づく許可の判断を適切に行うための書類を添付することとしています。 また、一時転用については、一時転用の後にその土地が耕作されることが確実であるかについても審査することとされています。	現行制度下で対応可能	農地法第4条、第5条	一時転用については、一時転用の後にその土地が耕作されることが確実であるか等について審査する必要があります。 携帯電話基地局設置の計画が具体化した段階で、一時転用について農業委員会等に事前相談をしていただくことにより、円滑に手続きを進めることができると考えます。 なお、農地転用許可事務については、標準的な事務処理期間(6週間)を定めるなど、農林水産省としても、迅速な事務処理が行われるよう努めているところです。
10	6月10日	7月11日	8月30日	農業	携帯電話基地局工事に際して必要な近隣農地等の一時転用手続きの標準化	農地一時転用について、提出書類および対応の標準化を推進することにより、事業者負担の軽減を図るべきである。 【提案理由】 農地内での携帯電話基地局工事の際、資材置き場を確保するために農地一時転用申請を行うが、市町村により提出書類や対応(書類のみでよい市町村や、ヒアリングがある市町村等)に違いがあり、事業者側に無駄な手間がかかっている。	民間企業	農林水産省	農地転用許可制度では、優良農地を確保するため農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、転用事業の確実性や周辺農地への被害防除措置の適切性等について審査する仕組みとしており、審査に当たり、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等の農地転用許可基準に基づく許可の判断を適切に行うための書類を添付することとしています。 また、一時転用については、一時転用の後にその土地が耕作されることが確実であるかについても審査することとされています。 農地転用許可申請書に添付する書類については、農地法施行規則及び農地法関係事務処理要領に定められ、運用されているところです。	事実認識	農地法第4条、第5条	農地転用許可申請書に添付する書類については、申請者に過分の負担を課することのないよう、規定されたもの以外の書類は、特に審査をする必要がある場合を除き提出を求めないよう通知を行っているところです。 なお、市町村等の判断により、農地の適切な利用の確保等の観点から、具体的な計画についてヒアリングを行う場合もあると考えます。
11	7月26日	8月22日	9月4日	農業	中小企業信用保証制度の対象業種に農業分野を追加	建設業など、農業以外の中小企業者が農業分野に進出する際に、円滑な資金調達を可能とするため、中小企業信用保証制度の対象業種に農業分野を追加する。 【支障事例】 「中小企業信用保証制度」は農業分野が対象となっておらず、中小企業者は利用できず、農業分野への新規参入の妨げとなっている。	愛媛県	農林水産省 経済産業省	金融機関から資金の貸付けを受ける中小企業者の債務を保証する仕組みとして、経済産業省が所管する中小企業信用保証制度があります。本制度では、「農業」「林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く)」「漁業」「金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)」が保険の対象外業種となっています。 また、金融機関から資金の貸付けを受ける農業者等の債務を保証する仕組みとして、農林水産省が所管する農業信用保証保険制度等があります。本制度では、農業者等が行う農業及びその関連事業(加工・流通・販売等)に必要な資金について債務保証の対象となっています。 なお、農業等以外の業種の中小企業者が農業分野に進出する場合も、農業信用保証保険制度の利用が可能です。	現行制度下で対応可能	中小企業信用保証法第2条第1項 第1号 中小企業信用保証法施行令第1条 農業信用保証保険法第2条 中小企業信用保証法第2条 独立行政法人農林漁業信用基金法第13条	農林漁業融資は、自然条件による制約等があり、独自の審査等のノウハウを有する必要があることから、中小企業信用保証制度とは別の農業信用保証保険制度等が設けられており、農業信用保証基金協会等の活用強化を通じて、農業者はもとより他業種から農林漁業に参入する中小企業者を含め、農林漁業に取り組み方々が資金の貸付けを受ける際に必要な保証を受けられるようにすることが重要です。 現在、銀行や信用金庫の間でも、新たに農業信用基金協会(以下「基金協会」と契約を結んで保証を利用する動きが急速に広がっており(契約先数70(H20)→174(H24)、保証残高70億円(H20)→380億円(H24))、必要な保証サービスの提供が着実に進んでいるものと認識しています。 このような中、経済産業省と農林水産省では、中小企業信用保証制度と農業信用保証保険制度を利用する事業者や融資機関の利便性向上を図るため、信用保証協会(以下「保証協会」と基金協会)に対して、両協会間での連携強化を平成24年7月に文書で周知徹底し、同一地域の保証協会と基金協会が相互に連絡を取り合う体制(ワンストップサービス)を整備するなど、円滑な保証引受けに向けてこれまで適切に対応しております。 さらに、両制度を利用する事業者にとって、より分かりやすく使いやすい制度となるように、両省が協力の上、両制度の対象業種を明確にした事例集を作成しており、両省のホームページに掲載して周知を行うなど、使い勝手の向上に取り組んでいます。 なお、今後、両協会間での連携不足等の課題を把握した場合には、両省から両協会に対して、再度、徹底通知を発出するなど、農林漁業に参入する他業種の中小企業者を含め、農林漁業に取り組み方々が資金の貸付けを受ける際に必要な保証を受けられるよう適切に対応して参ります。
12	7月26日	8月22日	10月1日	農業	果樹共済の共済目的の迅速な設定	県の果樹農業振興計画で生産を振興している新品種については、迅速に共済目的に追加できるような仕組みとする。 【支障事例】 農業災害補償法で共済目的の品種が定められているが、本県が生産の振興を図っている「紅まどんな」「甘平」「せとか」は、現在(H25.6月末時点)共済目的に入っていないため、自然災害等により減収があっても補償されない。	愛媛県	農林水産省	農業災害補償制度の対象品目は、一定の保険需要が見込まれるか、保険設計に必要な被害率、収穫量、価格等の資料が蓄積されているか、引受、損害評価等の技術的な面も含めて事業実施上問題がないかなどの事項を総合的に勘案して決定しています。 果樹共済の現行の対象品目は、うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ(はつき、ほんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミアール、不知火、河内晩柑、ゆず及びはるみ)、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップルとなっています。	検討	・農業災害補償法第84条第1項第4号 ・農業災害補償法による果樹共済の共済目的たる果樹を指定する政令 ・農業災害補償法施行規則第15条	提案があった「紅まどんな」、「甘平」、「せとか」につき、一定の保険需要が見込まれるか、保険設計に必要な被害率、収穫量、価格等の資料が蓄積されているか、引受、損害評価等の技術的な面も含めて事業実施上問題がないかなどの事項に係る調査を行うこととします。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
13	8月13日	9月18日	10月1日	農業	担い手・人材育成と農地の利用・集積	民間資金を原資とする農業近代化資金について、公的資金に比して制限されている点について、公的資金並みに制度要件(貸付限度額、資金使途、金利助成等)を、農業信用保証保険制度を含めて拡充すべき。 (上記が困難な場合) 民間資金の有効活用により担い手に対する質の高い金融サービスを提供する観点から、国の利子補給および農業信用保証保険制度を活用した、公的資金並みの新たな融資制度を創設すべき。	全国農業協同組合中央会	農林水産省	農業近代化資金は、農業経営の近代化に資するために、民間金融機関から農業者等に対して融資する施設資金等です。また、都道府県が利子補給を行う農業近代化資金は、「三位一体改革」による平成17年度の都道府県への税源移譲以降、各都道府県の自主的な判断の下、制度が運営されています。 農業近代化資金は、農業信用保証保険制度の対象となっています。	現行制度下で対応可能	農業近代化資金融通法第2条第3項、農業近代化資金融通法施行令第2条、第4条	民間金融機関が行う農業者等に対する融資は、金融機関の創意工夫により自由に融資することが可能であり、それが基本です。 農協系統金融機関は、農家組合員のための協同組合組織であることから、農業近代化資金にとられることなく、民間の創意工夫を活かし、農家組合員に対する融資等を通じて質の高い金融サービスの提供に努めるべきと考えます。
14	8月6日	9月18日	10月11日	農業	遊休農地の規制緩和について	平成12年私の農地(一種農地)をクロスするように道路計画があり地域活性化、災害時の救急活動等の観点から用地を提供した。 よって、農地は分断され三角形の形状が左右に残存し水田としての耕作不適地となりやも終えず道路工事に伴い役所側により埋め立てを行った。事実上水田の機能が喪失し優良農地ではなくなった。畑としての地力を回復するには相当の投資が必要となり、よって埋め立て後13年間は何も収穫できず荒地の状態。道路も完成し交通量も日増しに増え企業が店舗、駐車場等に活用し地域の活性化、職場の確保等のため計画したが、門前払いで一貫して県の不同意がでて成就できない。その理由、今後の対策を聞いてもなしのつぶてで説明もない。農地である以上、どこまで行っても農地だらけの考えのようである職人の権力の強さをまざまざ味わった。新規企業の創設や企業の参入により若者の魅力ある職場の創設も我々の社会的責任だと思ふ。 国の成長戦略は私は大賛成。この国を背負う今の若者に夢と希望を与えるためにも上記のような成長を阻害するようなことがあってならない。 全ての農地を農地転用でなく、上記のよう農地は相当であると聞き及んでいる。今こそ、その様な農地の活用に力を入れ成長戦略の一端としてください。	個人	農林水産省	農地転用許可制度上、おおむね10ha以上の規模の団地の農地の区域内にある農地、過去に土地改良事業が行われた農地及び生産力の高い農地は、第1種農地に該当し、農地転用は原則不許可とされています。 ただし、農業従事者の雇用の場の確保等地域の農業の振興に資する施設を設置する場合や国道、県道の沿線の区域に設置される流通業務施設等特別の立地条件を必要とする事業に供される場合等は、第1種農地であっても例外的に許可が可能となっています。	現行制度で対応可能(一部、その他)	農地法第4条、第5条	優良農地の確保を図りつつ、地域の農業振興に資する施設等の利用に対応するという現行の制度を適切に運用していきたい。 なお、ご提案に係る農地の農地区分やどのような場合であれば許可が受けられるかということについては、個別・具体的に基準に照らして判断する必要がありますので、農業委員会や県にご相談ください。
15	8月14日	9月18日	10月11日	農業	再生可能エネルギーの普及促進に資する農地転用制度の見直し(①既存の系統(鉄塔)との連系のための変電設備等の設置)	○ 風力やメガソーラー等の不安定電源の開発に関し、既存の系統(鉄塔)が農地上の優良農地にある場合、変電設備等の設置が困難になっている事例 ・ 2MW以上の再生可能エネルギー発電事業の系統連系にあたっては、特別高圧送電線に連系することになり、そのための変電設備は、発電事業者が設置することになる。 ・ 設置にあたっては、特別高圧送電線の鉄塔に近接した位置に設置することが合理的であるが、例えば、鉄塔が農振農用地区域内にある場合、一般電気事業者が設置する場合以外は農地転用が認められず、近接地に変電設備を設置できない状況が想定される。 ・ 周辺が農振農用地及び第一種農地で占められている場合、変電設備の設置場所が決まらず、支障となる可能性が高い。 ○ 対応案 ・ 農地転用については、優良農地の確保と再生可能エネルギー導入拡大の調整が図られるような新たなルールづくりが必要であり、団地の縁辺部など特に優良農地の確保に大きな影響を与えない変電設備等の設置については、柔軟に対応すべきである。 ・ 変電設備は非常に狭小な土地に設置することが可能であり、優良農地の確保に支障が生じる可能性も小さいと考えられる。優良農地の確保に支障が生じないよう一定の基準を設けた上で、再生可能エネルギー導入が図られるよう農地転用制度の見直しが必要。	自然エネルギー協議会	農林水産省	農地転用許可制度上、農業上の利用を確保する農用区域や、おおむね10ha以上の規模の団地の農地の区域内にある農地、過去に土地改良事業が行われた農地及び生産力の高い農地である第1種農地については、農地転用は原則不許可とされています。 なお、電気事業法による一般電気事業、卸売電気事業又は特定電気事業の用に供する電気耕作物を設置する場合、公益性の高い事業として、農用地区域からの除外、第1種農地の転用許可を受けることが可能です。	検討に着手	農地法第4条、第5条	農地転用許可制度では、優良農地を確保するため農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導する仕組みとしており、再生可能エネルギー発電事業に係る系統連系のための変電設備等の設置については、このような農地以外において行うことが基本と考えています。 なお、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する農地制度上の取扱いについては、農村地域における再生可能エネルギーの導入の促進及び優良農地の確保という双方の観点を考慮しつつ検討しているところです。
16	8月14日	9月18日	10月11日	農業	再生可能エネルギーの普及促進に資する農地転用制度の見直し(②電力を農業で利用する場合について、再生可能エネルギー発電用地を農業用施設用地として認める)	耕作放棄地等を活用した農業利用のための太陽光発電設備用地の農業用施設用地としての適用 1 背景 ・ 本県の耕作放棄地面積は、担い手農家の減少や高齢化により12,494haと経営耕地面積の20.3%を占めており、国、市町と一体となって平成25年度までに2,000haの耕作放棄地の解消を目指している。 ・ 本県はヒートポンプなど施設園芸への電気利用が進んでいることから、平成23年度に耕作放棄地を活用した太陽光発電のモデル実証を実施した。 2 課題 農業利用を目的とした太陽光発電設備の耕作放棄地等の農地への設置を促進するためには、堆肥倉や集出荷施設などと併せて、農業用施設用地として認められることが必要である。 3 改善案の具体的内容 耕作放棄地等を活用した農業利用のための太陽光発電設備用地を、農業振興地域の整備に関する法律において、農業用施設用地として認めるよう要望する。	自然エネルギー協議会	農林水産省	農用地区域は農業上の利用を確保する土地の区域であり、農用地区域内では、農業用施設として耕作の業務に必要な施設(畜舎、温室、その他農産物の生産、集荷、調整、貯蔵又は出荷等の用に供する施設)の設置が可能です。	現行制度下で対応可能	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号、同法施行規則第1条	農業用施設で使用する電力を供給する目的で設置する太陽光発電設備(その発電能力が農業用施設の瞬間的の最大電力使用量を超えないもの)については、農業用施設の附帯施設として一体的に設置することが可能です。
17	8月14日	9月18日	10月11日	農業	再生可能エネルギーの普及促進に資する農地転用制度の見直し(③地域の実情に応じた法規制の柔軟な運用)	H24年1月ごろ、広島県安芸高田市甲田町の甲立牧場跡地(34ha)において、10MW~15MW規模の太陽光発電施設の建設が計画された。 しかし、この土地は、現在実質的には農地として利用されておらず、将来的にも利用が見込めないにも関わらず、過去1年以内に周辺農家による採草が行われていたために、非農地としての扱いが出来ず、また、農地法に規定する第1種農地であるために、現在の基準では農地転用許可も極めて困難な状況にあり、発電施設用地として利用することが難しくなっている。 このため、第1種農地であっても、再生可能エネルギー発電施設用地として柔軟に利用できるよう、設置規制の見直しを提言する。 具体的には、現在、農業に利用されておらず、将来的にも利用が見込まれないものについては、農地法における第1種農地の不許可の例外に「再生可能エネルギー発電の発電に供する施設」を追加する方法が考えられる。 とりわけ、太陽光発電は、その設置により、土地を汚染するおそれがなく、また、施設の撤去が比較的容易であることから、撤去後において、牧草地のような用途であれば、再び農地として使用することが可能であると考えられる。 このため、農地転用期間を、電力固定買取期間である20年に限定したうえで、その後は、農地として再び使用するなどの条件を課せば、長期的な情勢の変化により、再び農地を確保する必要性が生じた場合においても、十分に対応できるのではないか。 農地政策は、わが国の食料生産に関わる重要な施策であるが、地域の実情に応じた対応が可能になるよう、法規制の柔軟な運用を図っていく必要があるのではないかと考えている。	自然エネルギー協議会	農林水産省	農地転用許可制度上、おおむね10ha以上の規模の団地の農地の区域内にある農地、過去に土地改良事業が行われた農地及び生産力の高い農地は、第1種農地に該当し、農地転用は原則不許可とされています。 なお、電気事業法による一般電気事業、卸売電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物は、公益性の高い事業として、第1種農地の転用許可を受けることが可能です。	検討に着手	農地法第4条、第5条	再生可能エネルギー発電設備の設置に関する農地制度上の取扱いについては、農村地域における再生可能エネルギーの導入の促進及び優良農地の確保という双方の観点を考慮しつつ検討しているところです。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
18	8月14日	9月18日	10月11日	農業	再生可能エネルギーの普及促進に資する農地転用制度の見直し ④今後農地として利用する見込みがない土地の再生可能エネルギー発電用地としての有効活用	【支障事例】 農地にメガソーラーを設置する場合、農地法に基づく農地転用の手続きが必要となる。特に第1種農地などの優良農地については、原則、農地転用はできないこととなっている。しかしながら、「長年にわたり耕作放棄され、農地への復元が困難な土地」や「今後農地として利用する見込みはない土地」については、第1種農地ではあるがメガソーラーに有効活用したいとの要望が寄せられている。 農地転用制度(解決策)農地における再生可能エネルギー導入に係る設置基準を早急に明確化すること 【具体的地域名】 熊本県北部 30～40年前に国の草地改良補助が行われているため、第1種農地となっているが、長年草地として活用されておらず、将来も活用の見込みがない土地 【基準の明確化について】 平成25年3月31日付け24農振第2657号農林水産省農村振興局長通知「支柱を立て営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」において、「その他優良農地の確保に支障を生じないことを前提とする耕作放棄地における取扱い等の在り方については、引き続き検討することとしている」とされている。 このため、早期の基準明確化を要望する。	自然エネルギー協議会	農林水産省	農地転用許可制度上、おおむね10ha以上の規模の一回の農地の区域内にある農地、過去に土地改良事業が行われた農地及び生産力の高い農地は、第1種農地に該当し、農地転用は原則不許可とされています。 なお、電気事業法による一般電気事業、卸売電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物は、公益性の高い事業として、第1種農地の転用許可を受けることが可能です。	検討に着手	農地法第4条、第5条	再生可能エネルギー発電設備の設置に関する農地制度上の取扱いについては、農村地域における再生可能エネルギーの導入の促進及び優良農地の確保という双方の観点を考慮しつつ検討しているところです。
19	8月14日	9月18日	10月11日	農業	再生可能エネルギーの普及促進に資する農地転用制度の見直し ⑤津波被災地域・原子力災害の居住制限地域などにおける農地転用規制の緩和	東日本大震災の津波被災地域であっても農地転用の手続が進んでいない。 【対応策】 特例法を制定し、津波被災地域や原子力災害の居住制限地域などにおける農地転用規制を大幅に緩和すべきである。	自然エネルギー協議会	農林水産省	津波被災地域について、東日本大震災復興特別区域法において、市町村の復興に向けたまちづくり・地域づくりのための復興整備計画による農地転用規制の緩和が措置されているところです。	現行制度下で対応可能	農地法第4条、第5条 東日本大震災復興特別区域法第49条	東日本大震災復興特別区域法において、津波被災地域等の円滑かつ迅速な復興を支援するため、津波被害によって土地利用の状況が大きく変化しており、復興に当たって従来の土地利用を見直すことが必要な地域において、被災市町村が復興整備計画を作成し公表した場合には、農地区分にかかわらず転用が可能になる等、農地転用規制を緩和しています。 津波被災市町村以外の地域については、農林水産省としては、復興の取組が円滑に進むよう、担当官を現地に直接派遣し、個別の土地利用調整への助言等を積極的に行っています。
20	8月14日	9月18日	10月11日	農業	「広がり農地」制度により太陽光発電設備に規制が生じる区画の明確化	(太陽光) ・農地転用について 地権者ですら所有地が「広がり農地(隣接する土地が優良な農地として判定をされた地区で、その土地に隣接する土地も農地として認定される制度)」として「第一種農地」に認定されていることを把握しておらず、現地の農業委員会に問い合わせ初めて農地認定を受ける土地が見受けられた。ある地権者においては、上記のような農地に認定されていることに気付かず、また発電事業者も行政確認を実施せずに工事着工し、メガソーラーを建設してしまった他事業者の事例があった。 メガソーラー完工後に農地であることが判明したが、農業委員会としても完工しているため何も言えない事例も発生しているとの事。 【対応策】 農地の定義や扱いを明確にするべきであり、少なくとも地権者にはきちんと報告をすることが求められる。	自然エネルギー協議会	農林水産省	農地転用許可制度上、転用許可を受けようとする農地がどの農地区分に該当するかは、農地転用許可申請を受けてから判断されることになっています。 なお、おおむね10ha以上の規模の一回の農地の区域内にある農地、過去に土地改良事業が行われた農地及び生産力の高い農地が、第1種農地に該当します。	事実確認	農地法第4条、第5条	農地区分の考え方については農地法令等に定められており、農業委員会等において農地区分の見込み等について事前相談に対応していますので、個別・具体的農地転用の計画がある場合には、農業委員会等にご相談ください。
21	9月30日	11月1日	11月29日	農業	再生可能エネルギーの推進上、障害となっている規制等の見直し (農地法規制の緩和)	農地法規制の緩和について 風力発電について、現状、「第1種農地」及び「甲種農地」の転用は不許可。(従来は転用規制の例外扱いとなる農地法施行規則第33条第2項の「土石その他の資源の採取」に該当すると解釈されていたが、3.11後、これに該当しないとされた)このため、「第1種農地」及び「甲種農地」に風車が設置できず、風力発電が事業化できない。	市民キャピネット農都地域会 バイオマス発電事業化促進WG	農林水産省	農地法施行規則第35条第2項の「土石その他の資源の採取」については、「土石」を例示として掲げて当該土地から「採取」できるものに限定しています。 「風力」は特定の土地において採取する資源ではないことから、当該規定により第1種農地等に風力発電設備を設置することは、認められていません。 なお、提案の具体的内容等欄に「従来は…に該当すると解釈されてきたが、3.11後、これに該当しないとされた」とありますが、これに関しては、一部の県等において、農地法令の解釈を誤って、風力発電施設の設置について、「土石その他の資源の採取」を目的とする農地転用に該当するものと解釈し、第1種農地について転用を認めていた事例がみられたところ、上記の解釈を助言・指導したものであり、3.11後農林水産省として解釈を変更した事実はありません。	検討に着手	農地法第4条、第5条	風力発電設備など再生可能エネルギー発電設備の設置に関する農地制度上の取扱いについて、農村地域における再生可能エネルギーの導入の促進及び優良農地の確保という双方の観点を考慮しつつ検討しているところです。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
22	10月17日	12月24日	1月17日	農業	中小企業信用保険制度の対象業種に、農業、林業、漁業を追加する。特に、農業等以外の業種の企業が事業の多角化により農業等に進出した場合の農業等関連資金に係る融資を、中小企業信用保険制度の保証対象とする。 【提案理由】 現状、農業、林業、漁業は中小企業信用保険制度の対象外であり、業種ごとに農業信用保証保険制度等が別々に存在する。地方では、農業、林業、漁業およびその関連事業は主要かつ重要な産業であり、こうした業種に対する円滑な金融を確保する観点から、中小企業信用保険制度の対象業種に農業等を追加し、制度の一本化を図るべきである。 最近、農業以外の業種からの農業への参入が活発化しているが、事業用資金は中小企業信用保険制度、農業分野の資金は農業信用保証保険制度と2つの制度を併用しなければならず、煩雑で分かりにくい。 業種追加の実現がすぐには困難な場合、利用者の利便の確保のため、同一地域の信用保証協会と農業信用基金協会が相互に連絡を取り合う制度の適切な運用、両制度の使い分けに関する事例集の拡充など、引き続き連携強化を促進するとともに、農業信用保証保険制度の使い勝手の向上をお願いしたい。例えば、当協会が実施したアンケートでは会員銀行から以下のような点が使いつらい点として指摘されており、こうした点も参考に検討いただきたい。 ①農業信用基金協会の保証対象が国・自治体の制度融資や農協の融資に限定され、銀行のプロパー融資には実態として利用できない地域がある。 ②信用保証協会と比較して無担保率が小さい。 ③銀行が基金協会を利用する場合、事前に「交付金」、事後(代弁発生時等)に「拠出金」を負担する必要があるが、それぞれ都道府県により制度内容が異なり、管理が煩雑。 ④運転資金の場合でも使途証明資料が必要。	一般社団法人全国地方銀行協会						農林漁業融資は、自然条件による制約等があり、独自の審査等のノウハウを有する必要があることから、中小企業信用保険制度とは別の農業信用保証保険制度等が設けられており、農業信用基金協会等の活用強化を通じて、農業者はもとより他業種から農林漁業に参入する中小企業者を含め、農林漁業に取り組む方々が資金の貸付けを受ける際に必要な保証を受けられるようにすることが重要です。 現在、銀行や信用金庫などの中でも、新たに農業信用基金協会(以下「基金協会」と契約を結んで保証を利用する動きが急速に広がっており(契約先数70(H20)→174(H24)、保証残高70億円(H20)→360億円(H24))、必要な保証サービスの提供が着実に進んでいるものと認識しています。 このような中、経済産業省と農林水産省では、中小企業信用保険制度と農業信用保証保険制度を利用する事業者や融資機関の利便性向上を図るため、信用保証協会(以下「保証協会」と基金協会)に対して、両協会間での連携強化を平成24年7月に文書で周知徹底し、同一地域の保証協会と基金協会が相互に連絡を取り合う体制(ワンストップサービス)を整備するなど、円滑な保証引受けに向けてこれまで適切に対応しております。 さらに、両制度を利用する事業者にとって、より分かりやすく使いやすい制度となるように、両省が協力の上、両制度の対象業種を明確にした事例集を作成しており、両省のホームページに掲載して周知を行うなど、使い勝手の向上に取り組んでおります。 今後、両協会間での連携不足等の課題を把握した場合には、両省から両協会に対して、再度、徹底通知を発出するなど、農林漁業に参入する他業種の中小企業者を含め、農林漁業に取り組む方々が資金の貸付けを受ける際に必要な保証を受けられるよう適切に対応して参ります。 なお、日本経済再生本部が決定(H25.10.18)した「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」に盛り込まれたとおり、国家戦略特区において、商工業とともに農林業について信用保証協会の保証を付与することを可能とすることとしており、今後、商工業とともに農林業について民間金融機関からの資金調達を円滑化が、一層図られるものと考えております。
	10月31日	12月24日	1月17日		中小企業信用保険制度の農業への適用	異業種から農業への新規参入に限り、中小企業信用保険の適用対象に農業を加えていただきたい。 【提案理由】 農業分野は成長分野とされているが、銀行等から農業者への資金供給は、制度上の障害もあって十分なサービスの提供が行っていない。 農業信用保証保険制度は、利用するための手続きが煩雑である。また、肥料等を購入するなど運転資金を民間金融機関が融資を行う際には、保証を受けることが難しい。 一方、プロパー融資に対する保証は、中小企業信用保険の方がより簡素な手続きであるため、異業種から農業への新規参入に限り、中小企業信用保険の適用対象に農業を加えていただきたい。 【現行規制の概要】 農業は中小企業信用保険制度の対象業種となっておらず、農業信用保証保険制度が適用。 農業信用保証保険制度の対象資金は、実質上、制度資金に限定。 農業信用保証保険制度の対象資金： 1. 農業近代化資金 2. 農業改良資金 3. 就農支援資金 4. 農業経営改善促進資金 5. 農業経営負担軽減支援資金 6. 畜産特別資金 7. 畜産経営維持安定特別対策に係る資金 8. 農業者等が必要とする事業資金等	農林水産省 経済産業省	一般社団法人第二地方銀行協会	金融機関から資金の貸付けを受ける中小企業者の債務を保証する仕組みとして、経済産業省が所管する中小企業信用保険制度があります。本制度では、「農業」「林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く)」「漁業」「金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)」が保険の対象外業種となっています。 また、金融機関から資金の貸付けを受ける農業者等の債務を保証する仕組みとして、農林水産省が所管する農業信用保証保険制度があります。本制度では、農業者等が行う農業及びその関連事業(加工・流通・販売等)に必要な資金について債務保証の対象となっています。 なお、農業等以外の業種の中小企業者が農業分野に進出する場合も、農業信用保証保険制度の利用が可能です。	現行制度下で対応可能	中小企業信用保険法第2条第1項第1号 中小企業信用保険法施行令第1条 農業信用保証保険法第2条 中小漁業融資保証法第2条	
23	10月29日	12月24日	1月17日	農業	中小企業信用保険制度の対象業種の拡大(中小企業が農業に進出する場合の農業等関連資金の融資を保証対象に追加)	近年、生産のみならず加工・販売までを自ら行う企業的農業経営に参入する中小企業が増加しているが、取引先の中小企業が農業分野に進出しようとする場合、農業分野に係る事業資金を調達するための信用補充制度として中小企業信用保険制度を利用することができず、資金調達に支障を来しているケースが見受けられる。 農業分野に関する信用補充制度としては農業信用保証保険制度があるが、利用を希望する中小企業者にとって、中小信用・農業信用それぞれの申請手続きが異なることから申請面での支障が生じる。6次産業化等にかかる農業関連資金等についてはいずれの制度を利用すればよいか分かりにくいなど、著しく利便性が低い制度となっている。また、事前に支払う交付金等の負担が大きいことから農業信用基金協会との利用契約の締結に至れない金融機関も多く、中小企業者にとっては、取引金融機関によっては同制度を利用することができない、といった不公正が生じている。 平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、農林水産省を成長産業にしていることが喫緊の重点課題の一つとして掲げられている中、中小企業が新たに農業分野に進出する際に円滑な資金調達が行えるよう環境を整備することは、政府の施策にも合致するものであり、中小企業が農業等に進出する場合に必要な資金に係る融資については、中小企業信用保険制度の保証対象としていただくことが利用者利便、ひいては、地域経済の活性化に資すると考える。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫					
24	10月3日	12月6日	2月7日	農業	企業(農業生産法人を除く)への農地の所有権取得の許可	一定期間の耕作実績かつ事業の継続が見込まれる場合に限り、農地所有権を許可すること。	(一社)九州経済連合会	農林水産省	1 法人が農地の所有権を取得する場合は、農業生産法人として以下の要件を満たす必要があります。 ① 法人形態が、株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。 ② 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)であること。 ③ 原則として農業関係者が総議決権の4分の3以上を占めること。 ④ 役員のうち半が農業に常時従事する構成員であること等 2 ただし、農地について賃借権又は使用貸借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。	対応不可	農地法第2条、第3条	企業の農業参入については、リース方式であれば、農業界・経済界が連携して推進していける状況にありますが、所有方式には、撤退した場合に産廃置場になるなど農業界に不安の声があり、拙速に進めるとマイナスの影響が出るおそれがあると考えています。 なお、農業生産法人のあり方については、規制改革会議でとりまとめた「今後の農業改革の方向について」に基づき、来年6月に向けて議論を深化させることとされており、農業生産法人の要件の見直しについては、法人経営自体の発展と地域農業の安定的な発展に十分配慮しながら対応する必要があると考えています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
25	10月3日	12月6日	2月7日	農業	農地生産法人への出資制限の緩和	農地生産法人以外の法人による農地生産法人への出資制限の緩和を図ること	(一社)九州経済連合会	農林水産省	1 法人が農地の所有権を取得する場合は、農業生産法人として以下の要件を満たす必要があります。 ① 法人形態が、株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。 ② 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)であること。 ③ 原則として農業関係者が総議決権の4分の3以上を占めること。 ④ 役員が農地に常時従事する構成員であること等 2 ただし、農地について賃借権又は使用貸借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。	対応不可	農地法第2条、第3条	企業の農業参入については、リース方式であれば、農業界・経済界が連携して推進していける状況にありますが、所有方式には、撤退した場合に産廃置場になるなど農業界に不安の声があり、拙速に進めるとマイナスの影響が出るおそれがあると考えています。 なお、農業生産法人のあり方については、規制改革会議でとりまとめた「今後の農業改革の方向について」に基づき、来年6月に向けて議論を深化させることとされており、農業生産法人の要件の見直しについては、法人経営自体の発展と地域農業の安定的な発展に十分配慮しながら対応する必要があると考えています。
26	10月4日	12月6日	2月7日	農業	農協のコンプライアンス強化について	農協のコンプライアンス改革について 農協のコンプライアンスを強化するためには、理事の業務執行を監査することを職務とする監事、特に常勤監事が機能しなければならぬ。 常勤監事が理事側の意向によって選出されている現状では厳格な意見の表明は難しく、この改善と監事ないし監事会の地位、権限の明確化が必要である。 I. 農協のコンプライアンスが機能しない背景 1. 監事の選任の方法 理事の業務執行を監査する監事、特に重要な役割を果たすべき常勤監事の選任が理事者側主導で行われていることから、常勤監事としては再任のことを考えると遠慮が生じ、意見の表明がしにくいという事情がある。 その選任案について、監事会の過半数の同意が必要とされているものの、監事会としては反対意見を出すことなく、形式だけのものとなっている。 2. 異なる組織間の認識 農協は、農業協同組合法という基本法規のもとに運営されている管轄に農協の組織図をみると、理事会と監事会を同一レベルとしている農協と理事会の上位に位置づけている農協がある。 3. 監事の業務執行を阻害するもの 監事は監査を実施する場合において、書類の閲覧、理事者および職員にヒアリング等を行うのだが、それ等の書類の隠蔽や虚偽の証言、回答があった場合は、コンプライアンス違反の事実があったとしても、確認できない事態となる。 II. コンプライアンス改革のための具体的方策 1. 監事の選任の方法について、理事者の関与が及ばないように、監事の選任案は監事会で作成することとし、監事の報酬案については理事会で定めた基準ではなく、監事会で定めた基準によることなど、監事の独立性を確保する。 2. 農協の組織図について、監事会の位置づけが理事会の上位であることを明確にするため、全国農協中央会や行政による指導を行う。 3. 監事の監査において、書類の隠蔽や虚偽の証言や回答をした者に対する罰則規定を設けるとともに、監事の駆け込み寺的行政窓口の設置。 4. 独裁的な組織運営をさせないため、代表理事組合長の連続した再任回数に限度を設ける。 5. 監事の任期を5年といたように理事より長くする。	個人	農林水産省	1 監事の選任 (1) 監事は、定款の定めるところにより、組合員が総会で選挙する(法第30条4項)又は選任する(法第30条10項)こととされています。 (2) 理事が監事の選任に関する議案を総会に提出するには、監事(監事が2人以上ある場合にあってはその過半数)の同意を得なければならないこととなっています(法第35条の5第5項で準用する会社法第343条第1項)。 2 監事の報酬 監事の報酬は、監事の独立性を保持するため、理事の報酬と区別して総会で議決することとなっています(法第35条の5第5項で準用する会社法第387条第1項)。 3 監事の権限 監事は、組合及び子会社の調査権を有しており、理事が法令又は定款に違反する行為をして組合に著しい損害を与えるおそれが場合に当該行為をやめるよう理事に請求できるなど、自らの権限を以て理事の行為に制限を加える行動を起こすことができます(法第35条の5で準用する会社法第385条第1項)。 また、理事が総会に提出する議案等について法令又は定款に違反するなどの事実があると認める場合には、その議案に係る調査結果を総会に報告することとしています(法第35条の5で準用する会社法第384条) 4 監事調査の妨害に対する罰則 (1) 監事は、いつでも、理事及び参事その他使用人に対して事業の報告を求め、又は組合の業務及び財産の状況の調査をすることができます。(法第35条の5第2項)。 (2) (1)の調査を妨げた場合には、組合は、50万円以下の過料に処せられます(法第101条第1項第5号)。 5 代表理事の再任制限 法においては、代表理事の再任制限を設けることを禁止する規定はなく、組合は、代表理事の再任回数を制限することは可能です。 6 監事の任期 役員は任期は3年以内で定款で定めることとされており、その範囲内で監事の任期を理事の任期より長くすることは可能です(法第31条)。	現行制度下で対応可能	農業協同組合法第30条、第31条、第35条の5、第101条	II-1について 現行法において、監事の選任案及び報酬案の作成手続については、法令上の規制はなく、各組合の自治に委ねられています。 II-2について 現行法において、監事が理事の業務執行を監査する独立した機関であることは、明確にされています。 II-3について 現行法において、監事の調査権が妨害されたときの罰則が設けられています。また、理事の法令・定款違反行為がある場合には、監事は理事の不正行為をやめるよう請求できることになっており、自らの権限で不正は正のための行為を行うことが可能ですし、法令・定款に違反する議案等が総会に提出された場合には、その旨を組合の意思決定機関である総会に報告することとなっています。 II-4について 現行法において、組合は、その意思で代表理事組合長の再任回数を制限することが可能です。 II-5について 現行法において、組合は、3年以内であれば定款で監事の任期を理事より長くすることが可能です。
27	10月5日	12月6日	2月7日	農業	農産物保険について	農業共済組合が農作物の保険以外に住宅建物等の火災保険などを行っていますが、本来、運営には農家の掛け金と国からの補助金が入っているため、公平な保険会社競争ではないと思います。農産物の保険に特化するほかの損保等に開放するかどうでしょうか	個人	農林水産省	農業共済組合は、国の農業災害対策として、水稲等の農作物の収穫量が減少した場合に補てんを行う農作物共済等を実施しています。また、農業共済組合は、農業者である組合員を対象に自主的に建物共済を実施しています。 農業共済組合に対する国の助成については、国の災害対策として実施する農作物共済等には、掛金を補助していますが、団体が自主的に実施する建物共済には、国から補助はありません。	事実認識	・農業災害補償法第12条、第13条の2、第13条の4、第13条の5、第14条、第83条、第84条 ・農業災害補償法施行令第1条の4 ・農業災害補償法第14条の規定による事務費国庫負担金交付規則	農業共済組合が実施する建物共済は、掛金補助等国の助成を受けておりません。
28	10月7日	12月6日	2月7日	農業	株式会社が農地を取得する場合の要件緩和	一般企業が農業に進出するには規制が多く、特に農地を所有できない状況にある。例えば、研究目的の農地の所有であれば認められるなどの規制の緩和をお願いする。	民間企業	農林水産省	1 法人が農地の所有権を取得する場合は、農業生産法人として以下の要件を満たす必要があります。 ① 法人形態が、株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。 ② 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)であること。 ③ 原則として農業関係者が総議決権の4分の3以上を占めること。 ④ 役員が農地に常時従事する構成員であること等 2 ただし、試験研究がその法人の主たる業務の運営と密接不可欠の関連性を有する場合であって、試験研究のために農地を利用しようとする場合は、上記の要件を満たさなくても、農地の所有権を取得することが可能です。	現行制度下で対応可能	農地法第3条、農地法施行令第6条第1項第1号イ	左記のとおり、現行制度においても、研究目的の農地所有は可能となっています。
29	10月7日	12月6日	2月7日	農業	一括して農地を取得する際の規制緩和	農地法は一括して大きな土地を取得するには障害になっておる。用途についての審査が多数あり、手続きが煩雑。一括して取得する際には、審査を一本化するなどの緩和をお願いしたい。	民間企業	農林水産省	耕作目的で農地の権利を取得する場合は、農地法第3条の許可が必要です。	事実認識	農地法第3条	農地法第3条の許可申請においては、取得しようとする農地を効率的に利用できるか等についての審査がなされますが、申請者が複数の農地を取得しようとする場合であっても、その規模の大小にかかわらず、農業委員会が一括して審査を行うことになっており、用途について多数の審査が行われることはありません。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
30	10月16日	12月6日	2月7日	農業	農業生産法人の構成員要件の緩和等、農地規制のさらなる見直し	<p>【要望の具体的内容】 農業分野への新規参入の促進とともに参入法人の健全で安定的な経営・事業環境の整備等の観点から、農業生産法人の構成員要件等の農地規制の更なる緩和に向けた検討を迅速に進めるべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 2009年12月に施行された改正農地法では、農業生産法人の構成員要件について、関連事業者の出資比率を原則議決権の4分の1以下に制限するとともに、関連事業者の中に「その法人(農業生産法人)と連携して事業を実施することによりその法人の農業経営の改善に特に寄与するものとして政令で定める者があるときは」、関連事業者の議決権の合計の上限を最大議決権の2分の1未満まで認めるとしている。同時にリース方式での企業の農業参入については、一定の要件が求められるものの、ほぼ自由化されている。</p> <p>国内に経営感覚あふれる多様な農業の担い手を育成・確保していくことが喫緊の課題とされている中、新規就農や企業の農業参入、法人化を一層促進するとともに、その健全で安定的な経営・事業環境を整備していくことが肝要である。そのためには、農業生産法人の要件緩和等の農地規制のさらなる見直しや運用の適正化を進めるべきである。</p> <p>特に、参入法人が地域に定着するとともに将来にわたる担い手と見做される場合、例えば認定農業者として認定を受ける、あるいは「人・農地プラン」で中心経営体として位置付けられた場合などには、農業生産法人の資金需要に応じた出資が可能となるよう関連事業者の議決権を全体の2分の1以上まで認めるとともに、リース方式で参入した法人についても、農地所有を認めることとすべきである。</p> <p>また、参入企業からは、農業経営の大規模化や多角化等を進める上で必要となる資材置き場、事務所、更衣所、洗面所、加工施設、直売所、駐車場等の関連施設の設置が困難との指摘もある。こうした法人が農業生産を行う上で最低限必要と考えられる施設については、農業用施設として周辺の農地の営農への影響等がない限り転用可能であることを改めて明確にし、地方自治体等へ徹底すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省	1 法人が農地の所有権を取得する場合は、農業生産法人として以下の要件を満たす必要があります。 ① 法人形態が、株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。 ② 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)であること。 ③ 原則として農業関係者が総議決権の4分の3以上を占めること。 ④ 役員のうち半数が農業に常時従事する構成員であること等 2 ただし、農地について賃借権又は使用貸借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。	対応不可	農地法第2条、第3条	企業の農業参入については、リース方式であれば、農業界・経済界が連携して推進していける状況にありますが、所有方式には、撤退した場合に産廃置場になるなど農業界に不安の声があり、拙速に進めるとマイナスの影響が出るおそれがあると考えています。 なお、農業生産法人のあり方については、規制改革会議でとりまとめた「今後の農業改革の方向について」に基づき、来年6月に向けて議論を深化させることとされており、農業生産法人の要件の見直しについては、法人経営自体の発展と地域農業の安定的な発展に十分配慮しながら対応する必要があると考えています。
31	10月17日	12月24日	2月7日	農業	農業生産法人への参入要件(資本・事業・役員)の緩和	<p>農業生産法人への参入要件(資本・事業・役員)を緩和する。</p> <p>【提案理由】 農業生産法人には資本・事業・役員に関する要件があり、農業への新規参入や農業生産法人の規模拡大、農業者の法人化等が進まない一因となっている。地方銀行にも農業生産法人の設立やM&Aの相談が寄せられているが、これらの要件がネックとなり、設立等に至れないケースが出ている。特に資本に関する要件については、農業関係者以外からの出資が原則議決権の4分の1以下に制限されることで、農業関係者以外とのM&Aや第三者割当増資等の障害となっている。要件緩和により新規参入等が促進されれば、地方部の農業の課題である担い手不足や農地集約による耕作放棄地の解消にも資する。</p>	一般社団法人全国地方銀行協会	農林水産省	1 法人が農地の所有権を取得する場合は、農業生産法人として以下の要件を満たす必要があります。 ① 法人形態が、株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。 ② 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)であること。 ③ 原則として農業関係者が総議決権の4分の3以上を占めること。 ④ 役員のうち半数が農業に常時従事する構成員であること等 2 ただし、農地について賃借権又は使用貸借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。	対応不可	農地法第2条、第3条	企業の農業参入については、リース方式であれば、農業界・経済界が連携して推進していける状況にありますが、所有方式には、撤退した場合に産廃置場になるなど農業界に不安の声があり、拙速に進めるとマイナスの影響が出るおそれがあると考えています。 なお、農業生産法人のあり方については、規制改革会議でとりまとめた「今後の農業改革の方向について」に基づき、来年6月に向けて議論を深化させることとされており、農業生産法人の要件の見直しについては、法人経営自体の発展と地域農業の安定的な発展に十分配慮しながら対応する必要があると考えています。
32	10月28日	12月24日	2月7日	農業	農業生産法人の見直し	<p>(1)継続的取引関係を有する者の現行の出資制限を撤廃していただきたい。 (2)理事等の常時従事者要件及び農作業従事要件を緩和もしくは撤廃していただきたい。</p> <p>【要望(案)】 (1)現行では理事等の過半が農業に年間150日以上従事しなければならないと規定されているが、『少なくとも1名は農業に150日以上従事しなければならない』と緩和していただきたい。 (2)更にその過半が農作業に年間60日以上従事しなければならないと規定されているが、それを「撤廃」していただきたい。 (3)農業関連事業の対象を拡大していただきたい。例えば、農業の生産性向上に不可欠な農法・肥料の研究開発や土壌分析、営農指導の事業を含める等。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	農林水産省	1 法人が農地の所有権を取得する場合は、農業生産法人として以下の要件を満たす必要があります。 ① 法人形態が、株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。 ② 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)であること。 ③ 原則として農業関係者が総議決権の4分の3以上を占めること。 ④ 役員のうち半数が農業に常時従事する構成員であること等 2 ただし、農地について賃借権又は使用貸借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。	対応不可	農地法第2条、第3条	企業の農業参入については、リース方式であれば、農業界・経済界が連携して推進していける状況にありますが、所有方式には、撤退した場合に産廃置場になるなど農業界に不安の声があり、拙速に進めるとマイナスの影響が出るおそれがあると考えています。 なお、農業生産法人のあり方については、規制改革会議でとりまとめた「今後の農業改革の方向について」に基づき、来年6月に向けて議論を深化させることとされており、農業生産法人の要件の見直しについては、法人経営自体の発展と地域農業の安定的な発展に十分配慮しながら対応する必要があると考えています。
33	10月31日	12月24日	2月7日	農業	遺伝子組換え農作物の第一種承認等の迅速化	<p>(具体的内容) 第一種使用等の承認の中でも、隔離ほ場試験は限られたほ場で管理下で行われることから、多くの遺伝子組換え農作物の栽培において生物多様性影響を生じるとは考えにくい。レベル1の遺伝子を導入した遺伝子組換えイネ等については、知見が累積し、我が国には交雑可能なイネやとうもろこしの野生種が生育していないため、一定の拡散防止措置を取ることを条件として、隔離ほ場試験を米国と同様に届出制にして、研究を加速するべきではないか。</p> <p>(提案理由) 殆どのアグリバイオ関連の大学や公的研究機関で遺伝子組換え技術に関する研究開発がなされているにもかかわらず、実際に圃場栽培をしている機関は極く限られており、研究成果が社会に還元されていない。農作物の圃場評価は時期を逃すと開発が年単位で遅れてしまい、特に海外のライバルとの競争に後れをとる結果になる。遺伝子組換え作物の栽培試験については、現在では多くの知見や情報が蓄積しているにもかかわらず、評価項目が依然として多岐にわたるため、海外に比べても膨大な時間、資金を要しており実用化への大きな障害となっている。カルタヘナ法の処理期間(6ヶ月)を除いて、これまで承認された遺伝子組換え農作物で余分にかかった時間を積算すると、約500年となる(三石2013)。これは国際競争において重大な問題であり、主要穀物の多くを海外に頼っている日本にとって、食糧の安定確保に障害となる。商業利用としての第一種使用の迅速化(拙速ではなく)を進める必要がある。また、我が国の高いレベルの遺伝子組換え技術等を活用した育種品種(飼料・油糧作物等)を海外に技術輸出して海外で栽培し、収穫された農産物を輸入することにより我が国の食料確保と世界の食糧供給へ貢献するといった観点からも重要である。</p>	日本バイオ産業人会議	文部科学省 農林水産省 環境省	カルタヘナ法は、国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書(以下「議定書」という。)の的確かつ円滑な実施を確保し、もって人類の福祉に貢献するとともに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として策定された法律です。 同法において、遺伝子組換え生物等を第一種使用等しようとする者は、遺伝子組換え生物等の種類ごとにその第一種使用等に関する規程(以下「第一種使用規程」という。)を定め、その第一種使用等による生物多様性影響について評価を行い、その結果を記載した図書(以下「生物多様性影響評価書」という。)等を主務大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされており、申請された第一種使用等については、遺伝子組換え生物等の第一種使用等による生物多様性影響評価実施要領における評価項目につき、生物多様性影響に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないとともに、国民に対し当該承認の申請に係る第一種使用規程等を公表し、それに対して提出された意見及び情報を考慮することとされており、	対応不可	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第一条、第四条 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三条の規定に基づき基本的事項第一 遺伝子組換え生物等の第一種使用等による生物多様性影響評価実施要領	カルタヘナ法において、遺伝子組換え生物等を第一種使用等しようとする者は、遺伝子組換え生物等の種類ごとに第一種使用規程を定め、その承認を受けなければならないとされており、このため、研究開発段階における遺伝子組換えイネの隔離ほ場栽培試験を行うに当たっては、第一種使用規程の承認を受けるとともに、同法の目的である生物の多様性の確保を図る必要があります。 なお、研究開発段階における遺伝子組換えイネの隔離ほ場栽培試験については、これまで(23件の承認実績)があり、各申請案件に対する学識経験者からの意見聴取会等は、原則、公開で行っているとともに、その際に行った第一種使用規程申請書及び生物多様性影響評価書も全て公開しているなど、国民に対してのみならず、類似の隔離ほ場栽培試験を行うとする研究者も参考とすることができるような仕組みとなっております。また、評価項目については、研究開発段階において遺伝子組換えイネを隔離ほ場において栽培する等、合理的な理由がある場合には、必ずしも全ての項目に関する情報の収集を行う必要はありません。 また、商業利用段階の隔離ほ場栽培試験は、米国等での栽培試験より相当程度の知見が得られているものの、我が国の自然条件の下で生育した場合の特性等の科学的知見が明らかでない判断される遺伝子組換え農作物に関し実施しています。このことから、スタック系統(異なる種類の遺伝子組換え植物を交雑して育成される系統)については、隔離ほ場栽培試験を要求していません。現在、申請される遺伝子組換え農作物のうち半数近くがスタック系統(※1)であり、ご指摘の「商業利用としての第一種使用の迅速化」に寄与しています。 加えて、農林水産省では「標準手順書(※2)」を策定し、事前相談の手続きを明確化しています。開発企業等に対し、審査経験がない新規の作物種や導入形質など、審査に時間を要することが見込まれる場合には、早めに相談するよう周知しているところです。 なお、審査の実務に際し、申請書中に、データ等の誤記載や結論を導くための根拠の不足等があることが、結果として審査の時期を伸ばしています。これは、開発者が新規の遺伝子組換え農作物を継続的に開発し、申請件数が増えているにも関わらず、申請内容の不備が目立つことが要因と分析しており、業界に対し質的向上を要求しているところです。今後、申請内容の質的向上が進めば、審査期間の短縮が進むものと期待されます。 (※1)本年1年間に承認した遺伝子組換え農作物30件のうち、スタック系統の件数:14件 (※2)遺伝子組換え農作物のカルタヘナ法に基づく審査・管理に係る標準手順書(平成22年8月公表)

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
34	10月31日	12月24日	2月7日	農業	農地の転リースについて	<p>【内容】 ○農業生産法人向けの農地転賃の規制緩和を行うこと。</p> <p>【提案理由】 ○農地法では農地の第三者への転賃は認められていない。 ○しかし、特定の農業事業者に対し、リース会社が農地を転賃(転リース)する場合に限り、リース会社による適切な管理やモニタリングが可能と考えられ、農業事業を開始したい法人の農地取得の促進につながるかと考えられる。 ○また、行政管理下で農業特区等を設けることで、その地区に限定して農地の転賃を認めることも可能と考える。</p>	公益社団法人リース事業協会	農林水産省	農地の権利を取得しようとする場合、その者が自ら耕作の事業を行うと認められない場合には、許可をすることはできないとされています。	対応不可	農地法第3条	他者への貸付の目的など、自ら耕作を行うことが見込まれない者に農地の権利取得を認めることは、取得後の農地を適切に利用できないおそれがあることから、適当でないと考えます。
35	10月31日	12月24日	2月7日	農業	一般企業による農業への新規参入について	<p>【内容】 ○一般企業の農業分野への新規参入を促進するため、「農業生産法人の設立要件」と「農業生産法人による農地の売買又は賃借の方法」を一部緩和すること。 ①農業生産法人の設立要件(出資制限、役員制限の緩和) ②農地の売買・賃貸方法(農業委員会への許可、市町村への通知の緩和)</p> <p>【提案理由】 ○株式会社形式の農業生産法人の設立は2000年11月の農地法改正で認可されているが、現在の設立要件は、①一般企業からの出資が50%未満に制限されている ②役員半数以上が常時農作業にかかわること ③売上高の半分以上が農業事業であること ④株主は生産法人の株式を自由に譲渡できないなどの要件がある。 ○また、農地の売買・賃貸方法は、農地法3条に基づく農業委員会への許可と市町村への通知が必要であるが、実態として現存しない農業委員会もあるため、農地の売買・賃貸ができない場合もある。 ○農業生産法人の法人格を有する法人の数は12,052法人(2011年1月時点)と増加傾向にあるものの、依然として参入希望企業からの観点ではハードルの高い条件がある。 ○農家の担い手の高齢化や、農業の大規模化が進んでいない現状、また大量の耕作放棄地の存在等を鑑みると、一般企業からの農業生産の参入を更に促進し、やる気のある若手事業経営者の安定的雇用等を通じて、競争力のある農業の育成を図る必要があると考える。</p>	公益社団法人リース事業協会	農林水産省	<p>(提案内容①について)</p> <p>1 法人が農地の所有権を取得する場合は、農業生産法人として以下の要件を満たす必要があります。 ① 法人形態が、株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。 ② 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)であること。 ③ 原則として農業関係者が総議決権の4分の3以上を占めること。 ④ 役員過半数が農業に常時従事する構成員であること等</p> <p>2 ただし、農地について賃借権又は使用貸借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。</p> <p>(提案内容②について)</p> <p>農業委員会が置かれていない市町村においては、農地法第3条第1項に基づく農地の売買・賃借の許可は、市町村長が行うこととなります。</p> <p>また、農業生産法人以外の法人が農地を賃借する場合、農業委員会は、その許可をするに当たって、あらかじめ市町村長に通知することとなります。</p>	対応不可、事実誤認	農地法第2条、第3条、第60条	<p>(提案内容①について)</p> <p>企業の農業参入については、リース方式であれば、農業界・経済界が連携して推進していける状況にありますが、所有方式には、撤退した場合に産廃置場になるなど農業界に不安の声があり、拙速に進めるとマイナスの影響が出るおそれがあると考えています。 なお、農業生産法人のあり方については、規制改革会議でとりまとめた「今後の農業改革の方向について」に基づき、来年6月に向けて議論を深化させることとされており、農業生産法人の要件の見直しについては、法人経営自体の発展と地域農業の安定的な発展に十分配慮しながら対応する必要があると考えています。</p> <p>(提案内容②について)</p> <p>農業委員会が置かれていない市町村においては、農地法第3条第1項に基づく農地の売買・賃借の許可は、市町村長が行うこととなっていることから、許可手続きができないということはありません。 また、農業生産法人が農地の売買・賃借の許可を受けようとするときは、市町村長への通知は必要ありません。</p>
36	10月31日	12月24日	2月7日	農業	農業生産法人の設立要件の緩和	<p>農業生産法人の設立要件を緩和いただきたい。</p> <p>【提案理由】 農家からの直接仕入を行いたい小売業が農業分野へ参入する上で、農業生産法人の設立要件には出資額や役員数等に制約があり、障壁となっているため。 企業等の多様な担い手が農業に参入することで、地域農業の活性化や6次産業化の促進が図られる。</p> <p>【現行規制の概要】 ・構成員(資本)要件: 農業関係者が原則として総議決権の4分の3以上を占めること ・役員要件: 業務執行役員過半数が農業の常時従事者(原則年間150日以上)であること等 ・事業: 農業および農業関連事業の売上高が総売上過半数(設立時は事業計画における売上過半数)</p>	一般社団法人第二地方銀行協会	農林水産省	<p>1 法人が農地の所有権を取得する場合は、農業生産法人として以下の要件を満たす必要があります。 ① 法人形態が、株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。 ② 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)であること。 ③ 原則として農業関係者が総議決権の4分の3以上を占めること。 ④ 役員過半数が農業に常時従事する構成員であること等</p> <p>2 ただし、農地について賃借権又は使用貸借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。</p>	対応不可	農地法第2条、第3条	<p>企業の農業参入については、リース方式であれば、農業界・経済界が連携して推進していける状況にありますが、所有方式には、撤退した場合に産廃置場になるなど農業界に不安の声があり、拙速に進めるとマイナスの影響が出るおそれがあると考えています。 なお、農業生産法人のあり方については、規制改革会議でとりまとめた「今後の農業改革の方向について」に基づき、来年6月に向けて議論を深化させることとされており、農業生産法人の要件の見直しについては、法人経営自体の発展と地域農業の安定的な発展に十分配慮しながら対応する必要があると考えています。</p>
37	10月31日	12月24日	3月5日	農業	遺伝子組換え作物の商業栽培に関する規制改革	<p>(具体的内容) 国は遺伝子組換え農作物の安全性はカルタヘナ法や食品衛生法で保障されるとしている。一方で、遺伝子組換え農作物に懸念を抱く消費者や風評被害を恐れる生産者等のために、一部地方自治体には実質的に遺伝子組換え農作物の栽培を禁止している条例や指針がある。遺伝子組換え作物の商業栽培に関して国として統一的な共存ルールを定めるべきではないか。</p> <p>(提案理由) トウモロコシ・ダイズ・ワタ(綿実)・ナタネ等の主幹作物で、遺伝子組換え作物の栽培が世界全体で増加しており、特に発展途上国での作付面積の増加が著しい。日本は遺伝子組換え作物の最大の輸入国であるにも拘わらず、日本だけが「頑なにGM作物の栽培を拒否している。このような状況では日本は食料生産において世界のスタンダードから取り残されることが予想される。日本が強い農業を世界に向けて展開するには、遺伝子組換え作物の栽培規制を見直す必要がある。 遺伝子組換え作物の栽培では「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)」の下で、国として生物の多様性に関する影響を評価・承認する制度が十分に機能している。しかし、日本の農業基地としてリードすべき立場にある北海道では「遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」がある。開放系一般栽培の場合、許可制(第4条～16条)であるため、実質的に厳しく栽培を制限する内容になっており、GM作物を栽培しようとする農家の栽培の権利を奪う過剰な規制となっている。このような厳しい規制をする「守りの農業」から脱却して、世界に冠たる「強い農業国日本」をめざすことが必要である。</p>	日本バイオ産業人会議	農林水産省 環境省	<p>遺伝子組換え作物に関しては、①生物多様性への影響は「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)」、②食品としての安全性は「食品安全基本法」および「食品衛生法」、③飼料としての安全性は「飼料安全法」および「食品安全基本法」に基づいて、それぞれ科学的な評価を行い、全てについて問題のないもののみが栽培、流通される仕組みとなっています。</p>	現行制度下で対応可能	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)、食品安全基本法、食品衛生法、飼料安全法	<p>遺伝子組換え農作物の国内栽培に当たっては、関係法令に基づく生物多様性への影響や食品の安全性の確認に加え、国民の理解を得ながら推進する必要があると考えています。 このため、農林水産省では、病害虫に強い遺伝子組換えイネ等の開発に加え、花粉症の治療に有効な成分を含む米の開発や、蛍光色に発色する絹糸を作るカイコの作出など、様々な研究開発を進めるとともに、将来、国内での商業栽培を想定した、栽培時の交雑の可能性の推定やその抑制に有効な対策の研究を進めているところです。 こうした取組を着実に進めることにより、組換え農作物と非組換え農作物とが共存し得る条件の整備に引き続き努めることとしています。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
38	10月17日	12月24日	3月31日	農業	耕作放棄地の再生可能エネルギー発電事業への転用については、現在原則転用不許可となっている農用地区域内の農地や第一種農地も含め、許可を不要とする。 【提案理由】 環境問題やエネルギー問題への対応として、全量買取制度が導入されたこと等から、再生可能エネルギー発電事業への関心が高まっている。一方、地方部においては耕作放棄地が年々増加し地域の問題となっており、地方銀行にも、そうした耕作放棄地で再生可能エネルギー発電事業を行いたいとの相談が寄せられている。 農地で再生可能エネルギー事業を行う場合、農地法に基づく転用許可が必要となる。しかし、農業振興法上の農用地区域内の農地や第一種農地の転用は原則不許可とされており、また第二種、第三種農地についても、農地転用許可の手続きに相当の時間がかかることから、事業化を断念するケースがある。 耕作放棄地の中には今後も耕作予定のない農地や作付不適地もかなりあり、そうした土地の再生可能エネルギー発電事業への活用が進めば、エネルギー問題や環境問題への対応の一助となるとともに、農村の所得向上にも資する。 このため、例えば以下①、②のような耕作放棄地の再生可能エネルギー事業への転用については、現在、原則転用不許可となっている農用地区域内の農地や第一種農地も含め、許可を不要としたい。 ① 荒廃農地や就農者確保が困難で今後も耕作予定のない耕作放棄地における再生可能エネルギー発電事業の場合 ② 地元自治体による地域の再生可能エネルギー整備計画に沿った耕作放棄地の転用の場合	(一社)全国地方銀行協会	農林水産省	農地を転用する場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要です。 また、市町村は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地の区域を農用地区域として設定することとされています。	検討に着手	農地法施行規則ほか	「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する法律」が平成25年11月22日に公布され、公布の日から起算して6月を超えない範囲で施行されることとなっています。 同法に基づき、市町村が再生可能エネルギー発電設備整備区域を定めるに当たっては、再生利用困難な荒廃農地等については、第1種農地であっても含められることとし、転用が可能となるよう検討しているところです。 なお、農地の転用に当たっては、周辺農地に営農に影響がないこと等についてあらかじめ確認が必要であることから、許可制としています。	
39	10月24日	12月24日	3月31日	農業	農地における再生可能エネルギー導入に係る設置基準の早期明確化	【具体的内容】 耕作放棄地への再生可能エネルギーの導入について、優良農地の確保に支障を生じないことを前提とする耕作放棄地における設置基準を早急に明確化するべきである。 【提案理由】 再生可能エネルギーの核となる太陽光発電の立地のための農地転用については、営農を継続する太陽光発電設備等については一部転用が認められたところだが、第1種農地などの優良農地では、耕作放棄地であっても転用が認められない。 「長年にわたり耕作放棄され、農地への復元が困難な土地」や「今後農地として利用する見込みはない土地」でのメガソーラーの有効活用について、本県にも要望が多く寄せられているところであり、国が推進する施策にもかかわらず、再生可能エネルギーの普及について支障が生じている。	熊本県	農林水産省	農地を転用する場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要です。 また、市町村は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地の区域を農用地区域として設定することとされています。	検討に着手	農地法施行規則ほか	「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する法律」が平成25年11月22日に公布され、公布の日から起算して6月を超えない範囲で施行されることとなっています。 同法に基づき、市町村が再生可能エネルギー発電設備整備区域を定めるに当たっては、再生利用困難な荒廃農地等については、第1種農地であっても含められることとし、転用が可能となるよう検討しているところです。
40	10月24日	12月24日	3月31日	農業	市街化調整区域等における農家レストランの設置	【具体的内容】 6次産業化法の規定に基づき農林水産大臣の認定を受けた農業者等が、市街化調整区域や農用地区域内農地や第1種農地等においても農家レストランを設置できるよう見直すべきである。 【提案理由】 都市計画法では、市街化調整区域内で農業者等が農産物等の加工施設を設置することはできるが、農産物販売施設や農家レストランについては、一部の例外を除き、設置が認められていない。さらに、6次産業化法により農林水産大臣の認定を受けた場合でも、農家レストランの設置までは認められていない。 また、農振法及び農地法では、農振除外をした場合(第1種農地となる場合)での一部区域での例外を除き、農用地区域内農地や第1種農地における農家レストランの設置については認められていない。 そのため、農業の6次産業化を推進するに当たって、著しい支障が生じている。	熊本県	農林水産省 国土交通省	農地を転用する場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要です。また、市町村は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地の区域を農用地区域として設定することとされています。 市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であるため、許可できる開発行為を限定していますが、市街化調整区域での開発行為は、都市計画法第34条各号に規定する立地基準のいずれかに該当すれば、開発許可権者(都道府県知事等)が許可できることとされています。	第1種農地について: 現行制度下で対応可能 農用地区域内農地について: 検討を予定	農地法施行規則第33条、農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号 都市計画法第34条	地域の農業の振興に資する農家レストランについては、第1種農地であっても転用許可を受けて、設置が可能となっています。 農用地区域内の土地は、農用地等として利用すべきものであり、農業用施設は農業者の農業生産に必要な施設であることが必要ですが、国家戦略特区において、地域で生産される農畜産物又は加工したものの提供を行うレストランについては、農業者が農用地区域に設置できるようにすることとしています。その上で、効果を検証し、全国に適用することも検討することとしています。 市街化調整区域内における農家レストランの建築に係る開発行為については、当該施設の必要性など地域の実情等を考慮しつつ、市街化を促進するおそれなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難・不適当と認められる(都市計画法第34条14号)ものと開発許可権者(都道府県知事等)において判断された場合等には許可されます。
41	10月29日	12月24日	3月31日	農業	ソーラーシェアリングに関する期間延長、農地転用の範囲の拡大	2013年4月に農林水産省から「営農を継続しながらの太陽光発電設備を設置する取扱いについて」のガイドラインを公表した。 下部の農地での農業生産が支障なくなされることを条件として、支柱の基礎部分を一時転用許可の対象として農地においての太陽光発電の設置が認められた。 しかし、太陽光発電の設置は数10KW程度となっている。 これは一時転用期間が3年間であること、8割以上の収穫率の確保が要件であること等から、普及しにくいとみられる。 そこで、更新期間の3年からの延長、収穫率の基準の見直し、手続きの簡略化、営農の対象、農地転用の面積・対象地・範囲の拡大等、更なる普及策を期待します。	民間企業	農林水産省	農地の上に支柱を立てて、支柱の上に太陽光パネル等を設置し、発電するタイプの施設についての農地転用許可制度上の取扱いについては、平成25年3月31日付で通知を发出し、農地法に基づく一時転用許可を行うことができることとしたところである。	対応不可	支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて(平成25年3月31日付24農振第2657号農村振興局長通知)	農地に支柱を立てて、支柱の上に太陽光パネル等を設置し、発電するタイプの施設については、「一時転用の期間が3年以内」等の要件を満たす場合に許可を行うことを可能としています。 これは、当該施設が農地における営農の継続を前提とするものであり、営農の適切な継続を確保していく観点等から必要と考えています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
42	10月30日	12月24日	3月31日	農業	農地法、農振法での規制改革	<p>〇ローラーシェアリングに関する期間延長、農地転用の範囲の拡大</p> <p>・3年ごとの見直し期間の延長や農地転用の対象範囲の拡大などの普及支援</p> <p>・農林水産省は「営農を継続しながらの太陽光発電設備を設置する取扱について」のガイドラインを公表。農地に支柱を立てて架台を設置することで下部の農地で農業生産が支障なくなされることを条件として、支柱の基礎部分を一次転用許可の対象として農地においての太陽光発電の設置が認められた。</p> <p>しかし、太陽光発電システムの設置規模は数十kW程度に留まっている。これは一次転用期間が3年間であること、8割以上の収穫率の確保が要件であることから、その普及は限定的と考えている。</p> <p>3年ごとの見直し期間の延長、営農の対象、農地転用の面積・対象地・範囲の拡大、収穫率の基準の見直し、手続きの簡略化など、さらなる普及支援策を期待</p> <p>〇耕作放棄地などへの大規模太陽光発電システム設置のための法整備を期待</p> <p>・耕作放棄地の集約化での再生可能エネルギーの導入促進</p> <p>・現在の農振法での規定では農地を転用して太陽光発電を設置するには規制が厳しく、事実上困難な状況にある。</p> <p>・現在の農振法(農業振興地域の整備に関する法律)第13条2項では、転用を目的とした農用地区域からの除外には以下の5要件を全て満たすことが必要と決められている。</p> <p>1農用地等以外にすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地が無いこと</p> <p>2農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと</p> <p>3効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと</p> <p>4土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと</p> <p>5農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること</p> <p>・なお、第2種農地/第3種農地は農地転用許可も可能とされているがこれらの土地は市街化が見込まれるまたは小集団の農地/市街化が著しい区域の農地であり、それらの農地の面積の点からメガソーラー候補地となり得る可能性は無い。</p> <p>2014年度予算の概算要求にも示されている農林水産省が進めている「農地中間管理機構」の制度設計と合わせ、耕作放棄地の集約化(耕作放棄地や農地などを借り上げ、大きな農地として農業法人などに貸し出す制度)での再生可能エネルギーの導入促進を期待</p>	民間企業	農林水産省	<p>(営農型発電設備関係)</p> <p>農地の上に支柱を立てて、支柱の上に太陽光パネル等を設置し、発電するタイプの施設についての農地転用許可制度上の取扱いについては、平成25年3月31日付で通知を发出し、農地法に基づく一時転用許可を行うことができることとしたところ。</p> <p>(耕作放棄地等への太陽光発電設備設置関係)</p> <p>農地を転用する場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要です。</p> <p>また、市町村は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地の区域を農用地区域として設定することとされています。</p>	<p>(営農型発電設備関係)</p> <p>支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについては(平成25年3月31日付24農振第2657号農村振興局長通知)</p> <p>(耕作放棄地等への太陽光発電設備設置関係)</p> <p>検討に着手</p>	<p>(営農型発電設備関係)</p> <p>農地に支柱を立てて、支柱の上に太陽光パネル等を設置し、発電するタイプの施設については、「一時転用の期間が3年以内」等の要件を満たす場合に許可を行うことを可能としています。</p> <p>これは、当該施設が農地における営農の継続を前提とするものであり、営農の適切な継続を確保していく観点等から必要と考えています。</p> <p>(耕作放棄地等への太陽光発電設備設置関係)</p> <p>「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する法律」が平成25年11月22日に公布され、公布の日から起算して6月を超えない範囲で施行されることとなっています。</p> <p>同法に基づき、市町村が再生可能エネルギー発電設備整備区域を定めるに当たっては、再生利用困難な荒廃農地等については、第1種農地であっても認められることとし、転用が可能となるよう検討しているところです。</p>	
43	10月31日	12月24日	3月31日	農業	6次産業化のための地域ファンド(サブファンド)に対する農林漁業者の過半出資の要件緩和	<p>(株)農林漁業成長産業化支援機構を中心に推進している6次産業化のための地域ファンド(サブファンド)に対する農林漁業者の過半出資の要件を緩和いただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>6次化事業体(JV)がサブファンドから出資を受けるためには、農林漁業者が過半の出資をする(議決権の過半数を占める)必要がある。</p> <p>しかしながら、農林漁業者は資金力が乏しいため、結果として過半を上回る出資を行うことが難しく、事業規模が限定されてしまい、大きな事業を展開できない。</p> <p>【現行規制の概要】</p> <p>サブファンドから出資を受けるためには、農林漁業者が事業体(JV)に過半の出資をする(議決権も過半数を占める)必要がある。</p>	(一社)第二地方銀行協会	農林水産省	<p>株式会社農林漁業成長産業化支援機構の支援決定を受けたサブファンドについては、農林漁業者が過半の出資を行わなければならないという要件は設けられていないところ。</p> <p>また、本制度は、農林漁業者の所得の確保等を図る観点から、支援対象となる6次産業化事業体の意思決定において、農林漁業者やその組織する団体が主導的な役割を果たし得るように、これらの者の有する議決権が他の者の有する議決権(サブファンドの有する議決権を除く。)を上回ることを求めているところ。</p>	<p>株式会社農林漁業成長産業化支援機構法第21条第1項、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第3条第1項、第5条第1項、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針第1章第3の1の(1)のアの(ア)</p>	<p>我が国農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業となるようにするという株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の目的から、支援対象である6次産業化事業体の意思決定において農林漁業者等がパートナー企業を上回る議決権を保有することが担保される制度設計として、事業体における農林漁業者の主導性を制度的に確保することがあると考えております。</p> <p>なお、資本金が弱い農林漁業者が6次産業化事業体に対し出資するに当たり、複数の農林漁業者がグループとして共同出資すること、JA等の農林漁業者の協同組織が参加する等の方法があるところです。</p>	
44	10月31日	12月24日	3月31日	農業	農地法、農振法での規制改革	<p>ソーラーシェアリングに関する期間延長、農地転用の範囲の拡大を期待する。</p>	民間企業	農林水産省	<p>農地の上に支柱を立てて、支柱の上に太陽光パネル等を設置し、発電するタイプの施設についての農地転用許可制度上の取扱いについては、平成25年3月31日付で通知を发出し、農地法に基づく一時転用許可を行うことができることとしたところ。</p>	<p>支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについては(平成25年3月31日付24農振第2657号農村振興局長通知)</p>	<p>農地に支柱を立てて、支柱の上に太陽光パネル等を設置し、発電するタイプの施設については、「一時転用の期間が3年以内」等の要件を満たす場合に許可を行うことを可能としています。</p> <p>これは、当該施設が農地における営農の継続を前提とするものであり、営農の適切な継続を確保していく観点等から必要と考えています。</p>	
45	10月31日	12月24日	3月31日	農業	太陽光発電の推進に係る農地転用手続きの簡略化	<p>太陽光発電パネルの設置にあたり、耕作の用に供されていない農地については、農地転用手続きを簡略化していただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>太陽光発電パネルの設置場所として、農地を活用することが考えられるが、農地転用に時間がかかるなど利用にあたり手続きが煩雑であり、参入を見送る事例が散見されるため。</p> <p>【現行規制の概要】</p> <p>農地で再生可能エネルギー事業を行う場合、農地転用が必要であるが、転用が許可される市街化区域以外では、作物を生産している農地に設置される太陽光パネルの支柱部分のみ、一部農地転用が認められる制度となっている。</p> <p>そもそも農地転用手続きが煩雑であるため、耕作の用に供されていない農地であっても設置を見送る事例が多い。</p>	(一社)第二地方銀行協会	農林水産省	<p>農地を転用する場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要です。</p> <p>また、市町村は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地の区域を農用地区域として設定することとされています。</p>	<p>検討に着手</p> <p>農地法施行規則ほか</p>	<p>「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する法律」が平成25年11月22日に公布され、公布の日から起算して6月を超えない範囲で施行されることとなっています。</p> <p>同法に基づき、市町村が再生可能エネルギー発電設備整備区域を定めるに当たっては、再生利用困難な荒廃農地等については、第1種農地であっても認められることとし、転用が可能となるよう検討しているところです。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
46	10月31日	12月24日	3月31日	農業	認定電気通信事業者が電気通信事業用途に使用するための土地に対する仮設用地に対する農地転用許可手続き	【現行】 認定電気通信事業者(通達当時は第一種電気通信事業者)が電気通信事業用途に電線、電柱、支柱、支線柱、とう道、管道、ハンドホール、マンホール等の工作物や空中線や鉄塔、中継施設を設置するための土地については、電気通信用途の設備を設置するために機材の保管や重機の搬入出用に使用する仮設用地も含めて農地転用許可は要しないとするのが当社の解釈。 【規制緩和要望】 しかし、仮設用地については、実際は受け付ける都道府県市区町村に設置された農業委員会毎、でその解釈が一致しておらず、その手続きに差がある。電気通信用途の設備を設置するために機材の保管や重機の搬入出用に使用する仮設用地は、利用する期間も限られている事から、3か月以内の短期利用の仮設用地は農地転用許可手続きの省略を要望したい。	民間企業	農林水産省	農地を転用する場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要です。 なお、認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系(その支持物を含む。)若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため農地を転用する場合は許可不要とされています。	対応不可	農地法第4条、第5条	電気通信の設備の設置に当たり必要となる資材置場のための一時転用については、一時転用の後にその土地が耕作される事が確保であるか、周辺農地の営農に影響がないこと等について審査する必要があります。 なお、電気通信事業のための中継施設等の設置の計画が具体化した段階で、一時転用について農業委員会等に事前相談をしていただくことにより、円滑に手続きを進めることができるものと考えます。 また、農地転用許可事務については、標準的な事務処理期間(6週間)を定めるなど、農林水産省としても、迅速な事務処理が行われるよう努めているところです。
47	10月31日	12月24日	3月31日	農業	農地の転用について	【内容】 ○植物工場、食品加工工場など、農業分野関連の事業を目的とした農地転用の際には、手続きの簡素化等を図ること。 【提案理由】 ○現在の農地法では、農地を農地以外のものに転用する際には、原則、政令の定めるところにより、都道府県知事(場合によっては農林水産大臣)の許可が必要となっているが、実際の手続きは、分かりづらく煩雑なものとなっているため、特に耕作放棄地の転用は進んでいない。 ○一方、農地法第一条では「耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。」と記されている。 ○上記目的の趣旨に沿った転用「植物工場、食品加工工場等、農業分野へ関連した事業を目的とした転用」の際に手続きを簡素化して新規参入を促進することで、農業生産の増大や食料の安定供給に寄与するほか、大型の設備投資等によるわが国の経済成長にも発展していくと考える。	(公社)リース事業協会	農林水産省	農地を転用する場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要です。 なお、農業用施設、農畜産物処理加工施設については、周辺農地の営農への影響等に問題がなければ、第1種農地であっても許可を受けて設置することが可能です。	対応不可	農地法第4条、第5条	農地の転用に当たっては、周辺農地の営農に影響がないこと等についてあらかじめ確認する必要があることから、許可制としています。 農業用施設、農畜産物処理加工施設については、周辺農地の営農への影響等に問題がなければ、第1種農地であっても許可を受けて設置することが可能となっており、その許可に当たっては、迅速かつ円滑な事務処理に努めています。 なお、六次産業化法の認定総合化学事業計画に従って行う農地転用については、農地法の許可があったものとみなされる特例が設けられており、手続きの簡素化が図られています。
48	10月31日	12月24日	3月31日	農業	農振法に定める農用地区域からの除外手続きの迅速化	「農業振興地域の整備に関する法律」に定める農業振興地域整備計画の変更のうち必要な土地を農用地区域から除外する際の手続きについて、国際空港の周辺地域等国の成長戦略のために必要であると認められる場合にあっては、国の機関との事前協議の要件を緩和することにより手続きの迅速化を図る。 【現状・課題】 農用地区域内にある土地を農地以外に活用するためには、農用地区域から除外しなければならないが、その手続きは面積に応じて国の機関との協議が必要とされており、面積が4ha以上の場合、通常協議に係る期間は1年以上を要する。そのため、農用地区域内にある土地を活用する事業については、その実現性についてのリスクや事業化までに要する期間の長さから断念するケースもあり、結果として、土地の有効活用による成長の可能性が制限されている。	成田市	農林水産省	農地を転用する場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要です。 また、市町村は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地の区域を農用地区域として設定することとされています。	事実誤認	農地法第4条、第5条 農業振興地域の整備に関する法律第13条	農用地区域から除外するための農業振興地域整備計画の変更については、市町村が都道府県知事との協議・同意等を経て行うこととされており、国との協議は不要です。 また、4haを超える農地転用における事前審査の申出及び農地転用許可申請に係る事務については、標準的な事務処理期間を定め迅速な対応に努めているところです。
49	10月31日	12月24日	3月31日	農業	集積不可と思われる小規模農地の活用策と農地転用の大幅緩和について	宅地の裏側に三方を道路に囲まれた山林(25a)と畑(15a)があります。耕作者が高齢(85歳超)で耕作不能となり、畑も雑木に半分以上浸食され、全面的に雑木林化するの時間の問題です。役場からも度々道路にはみ出た雑木や竹の伐採の要請を受けるに至りました。そこで、山林と畑を合わせて太陽光発電に活用しようとして、畑部分の農地転用を役場に相談しましたが、県とも協議した結果、道路幅が2車線以下の道路であるため、道路外の農地と一体のものとなされ、優良農地となってしまうので転用は困難であるとの回答を得ました。役所は貸し農地に登録を進めましたが、借り手はないうえと認めています。かかる小規模農地については、活用の自由化を大胆に認めると耕作放棄地の縮小や農村地域の活性化への道だと思いますが、現状では一切許されませ。座して死を待つようなものです。再生エネルギーの促進も我が国の喫緊の課題です。係る小規模農地については、是非転用許可を大幅に緩和して、積極的活用を認めていただきたい。	個人	農林水産省	農地を転用する場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要です。 なお、おおむね10ha以上の規模の一回の農地の区域内にある農地は第1種農地に該当します。	検討に着手	農地法施行規則ほか	第1種農地の転用は原則不可とされていますが、集落に接続して住宅、周辺地域の居住者の日常生活に必要な施設を設置する場合や、既存施設を拡張する場合など例外的に許可を受けられる場合があります。 ご提案に係る農地については、どのような場合であれば許可が受けられるかについては、個別・具体的に基準に照らして判断する必要がありますので、農業委員会や都道府県にご相談ください。 なお、再生可能エネルギーの関係では「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する法律」が平成25年11月22日に公布され、公布の日から起算して6月を超えない範囲で施行されることとなっています。 同法に基づき、市町村が再生可能エネルギー発電設備整備区域を定めるに当たっては、再生利用困難な荒廃農地等については、第1種農地であっても含まれることとし、転用が可能となるよう検討しているところです。
50	12月15日	1月27日	3月31日	農業	わが国漁業・水産業を真の成長産業にするための科学的根拠に基づく資源管理制度の抜本的な見直し	わが国の漁業・水産業は、水産資源の減少・悪化が続中で、就業者の高齢化や生産金額の減少、漁業所得の低迷など、その衰退が止まらない現状にあり、水産資源の減少・悪化が、漁業経営、後継者、加工、流通、販売、消費などのあらゆる経済面に影響を及ぼしていると思われる。 水産資源が減少・悪化している要因については、海洋環境の変化に対応できていない中での過剰漁獲、すなわち乱獲が主たる要因である。ノルウェー、米國、アイスランド、チリ、ニュージーランドなどの諸外国では、水産資源の減少・悪化と乱獲という過去の悪循環(負のスパイラル)の経験から学び、新しい資源管理制度を導入して水産資源の回復と漁業経営の建て直しを図った。 こうした状況にあるわが国の漁業・水産業を活力ある真の成長産業へと改革・再生・自立させるためには、まずは低水準にある多くの水産資源を回復・増大させ、持続可能な水産資源とすることが第一である。 このため、海外の漁業国の成功事例を積極的に取り入れ、科学的根拠に基づく資源管理と取締りを徹底することで、水産資源の回復を果たし、持続的に利用できる資源とする。そのような観点から、現行の資源管理制度を抜本的かつ早期に見直すべきである。 わが国の漁業者は「さかなくも漁場も自分たちのもの」との意識を未だに強く持っているが、海外の漁業国においてみられるように ①「自国内の水産資源は国民もしくは国の共有財産である」として法的に位置づけ、 ②水産資源の動向や水準などの関係情報を広く国民に開示し、 ③生産、流通、加工、消費、NGOなど全てのステークホルダーが水産資源の管理に関与するシステムを構築すべきである。 また、漁業法や水産業協同組合法などの漁業関連法制度を、現行の民主化と漁業調整の目的から科学的根拠に基づく水産資源の回復と過剰漁獲の削減、持続的な利用と保護を目的として全面的な改正を行い、 ④持続的な資源利用のための基本管理ビジョンの策定や、 ⑤TAC対象魚種の拡大、 ⑥IQ/ITQ管理方式の導入、 ⑦監視取締りの徹底・強化、 ⑧資源評価を行う公的な独立機関の設置などを実施すべきである。	個人	農林水産省	我が国周辺水域における平成25(2013)年度の資源評価結果をみると、評価の対象となっている52魚種・84系群のうち、資源水準が高位にあるものが12系群(14.3%)、中位にあるものが36系群(42.9%)、低位にあるものが36系群(42.9%)となっています。資源水準の推移については、近年は低位の割合が減少し、中位の割合が増加する傾向にあり、全体としては、おおむね安定的に推移していると言えます。 我が国では、水産基本法に基づき5年毎に水産基本計画(平成24年3月閣議決定)を策定し、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。同計画においては、水産資源の適切な保存及び管理の実現を図ることの重要性に鑑み、我が国の排他的経済水域内の水産資源は国民共通の財産であるとの理念の下、科学的知見に基づき、資源状況や漁業の実態を踏まえて資源管理に取り組み、資源の回復と持続的な利用を図ることとしています。具体的には漁業法や海洋生物資源の保存及び管理に関する法律等に基づき、漁業権制度及び漁業許可制度の運用やTAC(漁獲可能量)の適切な管理により、漁業活動を適切な水準に管理しています。また、平成23年度からは、漁業者自らによる自主的資源管理を組み合わせて水産資源の回復に向けた資源管理を強化するため、資源管理に計画的に取り組み漁業者を対象として、「資源管理・漁業収入安定対策」を導入し、基本的に全ての漁業者の参加を目標として全国的に推進しています。 なお、資源管理の基礎となる水産資源の動向や水準については、(独)水産総合研究センターが、関係都道府県や大学等の参画を得つつ科学的評価を実施しています。我が国周辺水域の主要魚種に関するTACの数値については、かかる科学的評価の結果を踏まえ、幅広い関係者の意見を受け付けて決定しています。	①～④: 現行制度下で対応可能 ⑤: 検討に着手 ⑥: 現行制度下で対応可能、対応不可 ⑦、⑧: 現行制度下で対応可能	水産基本法、漁業法、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律等	①について、制度の現状に即したとおり、水産資源を回復させ、持続的に利用できる資源にするというご提案の趣旨については水産基本法及び罰法に基づく水産基本計画、要は漁業法などの資源管理制度の適切な運用の下で対応可能と考えます。具体的な普及のあり方については担当におたずねすることです。 ②について、「自国内の水産資源は国民もしくは国の共有財産である」として法的に位置づけについては、水産基本法において我が国の排他的経済水域内の水産資源は国民共通の財産であるとの理念の下、漁業法や海洋生物資源の保存及び管理に関する法律等に基づき、水産資源の管理を定めています。 ③について、水産資源の動向や水準などの関係情報については、公開での説明会やホームページ、水産情報を通して毎年広く国民に開示しています。 ④について、「生産、流通、加工、消費、NGOなど全てのステークホルダーが水産資源の管理に関与するシステムを構築する」とについては、誰でも参加可能な公開の意見交換会や、ホームページを設けてパブリックコメントを実施することにより幅広い関係者の意見を受け付けるとともに、水産政策審議会の意見を聴いて決定されています。 ⑤について、「持続的な資源利用のための基本管理ビジョン」については、5年毎に策定される水産基本計画において資源管理の強化に向けた基本的な方針を示すとともに、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づき、主要な水産資源の保存及び管理に関する基本方針である基本計画において、都道府県計画・資源管理状況や関係者の意見を踏まえつつ毎年見直ししています。更に、平成23年からは、資源管理・収入安定対策の下においても漁及び輸送関係が毎年見直し資源管理計画において、魚種・漁業種ごとの具体的な管理方針を示し、同計画に基づき、漁業者が自主的に取り組む資源管理計画を作成し、資源管理に取り組みしています。 ⑥について、「TAC魚種の拡大」については、平成24年3月策定の水産基本計画において、引き継ぎ検討するとしており、水産政策審議会において、採捕量及び消費量が多く、国民生活又は産業上重要な海洋生物資源であるカツノリ及びシラウシについてご議論いただいています。現時点において新たな魚種を追加すべきとの結論は得られておりませんが、今後とも、水産政策審議会及び広域漁業調整委員会等の場において、我が国周辺水域における主要な水産資源について資源や漁業の状況を踏まえつつ、TAC魚種の拡大も含めた資源管理のあり方について継続的に議論を行う予定です。 ⑦について、「IQ(個別漁獲割当)・ITQ(漁獲可能漁獲量個別割当)管理方式の導入」については、現在、ベニズワイガニ2魚種について国がIQを実施しているほか、資源管理・収入安定対策の下、漁業団体が作成した資源管理計画に基づいてIQの活用が進められています。水産基本計画において、IQについては地域において実施体制が整った場合に利用を推進することとしており、IQ管理方式により資源管理効果の期待される魚種や漁業種を対象に推進していくこととしています。なお、ITQについては、長年おとり付かれてきた漁業関係や漁業者への影響や、漁獲時の集中による小規模漁業の消滅や地域社会への最大の影響などがあることから、我が国独自の管理方式として一般的に導入することは現時点では適切ではないと考えます。 ⑧について、「監視取締りの徹底・強化」については、我が国の排他的経済水域内の水産資源を適切に管理するため、水産庁における取締りの数を大幅に増やすなど、漁業取締り体制の強化に取り組んでいます。また、大型漁船へのVMS(船舶位置特定装置)の義務付け等により漁業取締りの効率化を図っています。 ⑨について、「資源評価を行う公的な独立機関の設置」については、漁獲可能量の設定等のための資源評価に係る研究・調査業務の公平・公正な実施を確保する観点から、独立行政法人として、水産総合研究センターを設置しています。水産総合研究センターは、都道府県の試験研究機関との協力及び役割分担の下、大学等外部からの有識者からの参画を得つつ、科学的な資源評価を実施してきております。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
51	2月21日	3月18日	3月31日	農業	耕作放棄の農地の活用について	田は、日当たりが大変良いために、太陽光発電設備を作ってくれる業者がありましたので、農業委員会に太陽光発電設備の設置の相談に行ったところ、農地には太陽光発電は作れないということでした。また、3メートルの支柱を立てて、営農しながら太陽光発電設備を作ることは可能ということですが、営農そのものが高齢のためにできないのですから実質的に対応できません。今、再生エネルギーが重要な時期にも関わらず、国土が有効活用されずに疲弊させられています。周りの農家も高齢化が進み田を借りてくれるところありませんし、購入してくれるところありません。この農地(国土)は有効に活用できるのに活用されない状況で、ただ生活を苦しめかねない状況になってます。農業は大事ですが、後継者のいない耕作放棄の農地は、別な利用方法も検討されるべきです。なんとか、太陽光発電設備が設置されるようにしてください。	個人	農林水産省	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために農地の権利を取得する場合には、農地法第4条又は第5条に基づき許可を受ける必要があります。農地転用許可制度では、優良農地を確保するため農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導する仕組みとしています。	検討に着手	農地法第4条、第5条	「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」が昨年11月22日に公布され、公布の日から起算して6月を超えない範囲で施行されることとなっています。同法に基づき、市町村が再生可能エネルギー発電設備整備区域を定めるに当たっては、再生利用困難な荒廃農地等については、第1種農地であっても含められることとし、転用を可能とする考えです。
52	2月26日	3月18日	3月31日	農業	農地におけるソーラー発電事業の内、地目が農地の法面の規制緩和と、1種農地の規制緩和を希望します。	構造改善が終わっている1種農地の、地目が農地の法面へ、ソーラー発電事業を計画しました。市役所の農業委員会へ相談しましたところ、10年経つと撤去しないといけならしいとのこと。法面は、作物は作れないのに、草木の管理(草刈や除草剤の散布)に労力がかかります。ソーラーパネルを並べれば影になり、草は育ちにくくなり管理も楽になります。利用価値のない場所が、発電所になりエネルギーと利益を生み出します。是非法面でソーラー発電事業が出来るように、規制緩和をお願いします。もうひとつは、最近後継者不足と高齢化により、不耕起農地が増えています。露地の1割とか2割位は1種農地へでも、ソーラー発電事業が出来るよう、英断下さい。	個人	農林水産省	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために農地の権利を取得する場合には、農地法第4条又は第5条に基づき許可を受ける必要があります。農地転用許可制度では、優良農地を確保するため農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導する仕組みとしています。	検討に着手	農地法第4条、第5条	農地の法面又は畦畔(以下「法面等」という。)は、作付けを行う田面又は畑面(以下「本地」という。)の機能の維持及び管理にとって必要なものであるため、本地と一体的に農地として取り扱っているところ。したがって、法面等への太陽光発電設備の設置に当たっては、農地法の規定による農地転用許可が必要となりますが、原則農地転用不許可とされる第1種農地については、一時的に利用する場合に許可を受けることが可能となっています。また、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」が昨年11月22日に公布され、公布の日から起算して6月を超えない範囲で施行されることとなっています。同法に基づき、市町村が再生可能エネルギー発電設備整備区域を定めるに当たっては、再生利用困難な荒廃農地等については、第1種農地であっても含められることとし、転用を可能とする考えです。